

## 昭和三十六年厚生省令第五十一号

## 児童扶養手当法施行規則

児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）第二十八条及び第三十三条の規定に基づき、児童扶養手当法施行規則を次のように定める。

## 目次

- 第一章 認定の請求及び届出等（第一条―第十四条）  
 第二章 認定及び支給等（第十五条―第二十四条の六）  
 第三章 雑則（第二十五条―第二十八条）

## 附則

## 第一章 認定の請求及び届出等

## （認定の請求）

第一条 児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号。以下「法」という。）第六条の規定による児童扶養手当（以下「手当」という。）の受給資格及びその額についての認定の請求は、児童扶養手当認定請求書（様式第一号）に、次に掲げる書類等を添えて、これを住所地を管轄する福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所をいう。以下同じ。）を管理する都道府県知事、市長（特別区の区長を含む。以下同じ。）又は町村長（以下「手当の支給機関」という。）に提出することによつて行わなければならない。

一 受給資格者及びその者が監護し、かつ、生計を同じくする児童、その者が監護する児童又はその者が養育する児童であつて、法第四条に定める要件に該当するもの（以下「対象児童」という。）の戸籍の謄本又は抄本及びこれらの者の属する世帯の全員の住民票の写し

二 受給資格者が母である場合において、対象児童と同居しないことを監護しているときは、その事実を明らかにすることができる書類

三 受給資格者が養育者である場合には、対象児童の父及び母の戸籍又は除かれた戸籍の謄本又は抄本並びに受給資格者が対象児童を養育していることを明らかにすることができる書類

四 対象児童の父又は母が児童扶養手当法施行令（昭和三十六年政令第四百五号。以下「令」という。）別表第二に定める程度の障害の状態にあることによつて請求する場合には、次に掲げる書類等

イ 当該障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書（様式第二号）

ロ 当該障害が別表に定める傷病に係るものであるときはエックス線直接撮影写真

五 次のいずれかに該当することによつて請求する場合には、その事実を明らかにすることができる書類

イ 対象児童の父又は母の生死が明らかでないこと。

ロ 対象児童が父又は母から引き続き一年以上遺棄されていること。

ハ 対象児童の父又は母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第十条第一項又は第十条の二の規定による命令（それぞれ当該対象児童の母又は父の申立てにより発せられたものに限る。）を受けたこと。

ニ 対象児童の父又は母が法令により引き続き一年以上拘禁されていること。

六 対象児童が令別表第一に定める程度の障害の状態にあることによつて請求する場合には、次に掲げる書類等

イ 当該障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書

ロ 当該障害が別表に定める傷病に係るものであるときはエックス線直接撮影写真

七 受給資格者の前年（一月から九月までの間に請求する者にあつては、前々年とする。以下この条において同じ。）の所得につき、次に掲げる書類等

イ 所得の額（令第三条及び第四条の規定によつて計算した所得の額をいう。以下同じ。）並びに法第九条第一項又は第九条の二に規定する扶養親族等の有無及び数並びに所得税法（昭和四十年法律第三十三号）に規定する同一生計配偶者（七十歳以上の者に限る。）、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の証明書（やむを得ない理由により同法に規定する同一生計配偶者の有無及び当該同一生計配偶者が七十歳以上であるかの別についての市町村長の証明書を提出することができない場合には、当該事実を明らかにできる書類）

ロ 受給資格者が令第四条第二項各号の規定に該当するとき（ハに該当するときを除く。）は、当該事実を明らかにすることができる市町村長の証明書

ハ 受給資格者が令第四条第二項第三号に規定する所得割の納税義務者であるときは、当該事実を明らかにすることができる書類

ニ 受給資格者が所得税法に規定する控除対象扶養親族（十九歳未満の者に限る。）を有するときは、次に掲げる書類

(1) 当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類

(2) 当該控除対象扶養親族が法第十条又は第十一条に規定する扶養義務者でない場合には、当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書

ホ 受給資格者が前年の十二月三十一日においてその者の法第九条第一項又は第九条の二に規定する扶養親族等でない児童の生計を維持したときは、次に掲げる書類等

(1) 当該児童の数及び受給資格者が前年の十二月三十一日において当該児童の生計を維持したことを明らかにすることができる書類

(2) 当該児童（前年の十二月三十一日において十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者を除く。）が同日において令別表第一に定める程度の障害の状態にあつた場合には、当該障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書（当該障害が別表に定める傷病に係るものであるときは、当該診断書及びエックス線直接撮影写真とする。第三条の四第一項第三号を除き、以下同じ。）

ハ 受給資格者が法第十二条第一項の規定に該当するときは、児童扶養手当被災状況書（様式第三号）

八 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）がある受給資格者又は法第十条に規定する扶養義務者がある父若しくは母である受給資格者若しくは法第十一条に規定する扶養義務者がある養育者である受給資格者にあつては、当該配偶者又は当該扶養義務者の前年の所得につき、次に掲げる書類

イ 所得の額並びに法第十条又は第十一条に規定する扶養親族等の有無及び数並びに所得税法に規定する老人扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書（やむを得ない理由により同法に規定する同一生計配偶者の有無についての市町村長の証明書を提出することができない場合には、当該事実を明らかにすることができる書類）

ロ 当該配偶者又は当該扶養義務者が令第四条第二項各号の規定に該当するときは（ハに該当するときはを除く。）は、当該事実を明らかにすることができる市町村長の証明書

ハ 当該配偶者又は当該扶養義務者が令第四条第二項第三号に規定する所得割の納税義務者であるときは、当該事実を明らかにすることができる書類

ニ 当該配偶者又は当該扶養義務者が法第十二条第一項の規定に該当するときは、児童扶養手当被災状況書

九 対象児童が法第十三条の二第一項各号（受給資格者が母又は養育者であるときは第三号を除き、受給資格者が父であるときは第二号を除く。）のいずれかに該当するときは、次に掲げる証明書

イ 当該対象児童が法第十三条の二第一項第一号に規定する公的年金給付を受けることができる場合には、当該公的年金給付の支給を行う者の証明書

ロ 当該対象児童が法第十三条の二第一項第二号に規定する公的年金給付の額の加算の対象となつている場合には、当該加算の額についての当該公的年金給付の支給を行う者の証明書

ハ 当該対象児童が法第十三条の二第一項第三号に規定する公的年金給付の額の加算の対象となつている場合には、当該加算の額についての当該公的年金給付の支給を行う者の証明書

ニ 当該対象児童が法第十三条の二第二項各号又は第三項のいずれかに該当するときは、次に掲げる証明書

イ 当該受給資格者が法第十三条の二第二項第一号に規定する公的年金給付又は障害基礎年金等の支給を行う者の証明書

ロ 当該受給資格者が法第十三条の二第二項第二号に規定する遺族補償等を受けることができる場合には、当該遺族補償等の給付を行う者の証明書

第二條 法第八条第一項の規定による手当の額の改定の請求は、児童扶養手当額改定請求書（様式第四号）に、新たな対象児童に係る次の各号に掲げる書類等を添えて、これを手当の支給機関に提出することによつて行わなければならない。

一 戸籍の抄本及び新たな対象児童の属する世帯の全員の住民票の写し

二 前条第一号の二から第三号まで、第六号、第九号又は第十号に該当する場合には、それぞれ当該各号に掲げる書類等

三 前条第四号又は第五号に該当する場合であつて、新たな対象児童の父又は母とその他の対象児童の父又は母が同じでないときは、それぞれ当該各号に掲げる書類等

第三條 手当の支給を受けている者（以下「受給者」という。）は、法第八条第三項の規定による手当の額の改定を行うべき事由が生じたときは、速やかに、児童扶養手当額改定届（様式第五号）を

（支給停止に関する届出）

第三條の二 受給者は、法第九条第一項、第十条又は第十一条の規定により手当の全部又は一部の支給を受けないこととなる事由が生じたときは、十四日以内に、児童扶養手当支給停止関係届（様式第五号の二）を手当の支給機関に提出しなければならない。この場合においては、第一条第八号に掲げる書類その他の当該事由が消滅したことを明らかにすることができる書類を添えなければならない。

2 受給者は、法第十二条第一項の規定により法第九条第一項の規定を適用しない事由が生じたときは、十四日以内に、児童扶養手当被災状況書を手当の支給機関に提出しなければならない。この場合においては、第一条第九号又は第十号に掲げる証明書を添えなければならない。

第三條の三 受給者は、法第十三条の二の規定により手当の全部又は一部の支給を受けないこととなる事由が生じたときは、十四日以内に、公的年金給付等受給状況届（様式第五号の三）を手当の支給機関に提出しなければならない。この場合においては、第一条第九号又は第十号に掲げる証明書を添えなければならない。

第三條の四 受給資格者（養育者を除く。以下この条、第二十四条の五第三項、第二十四条の六及び第二十六条第二項において同じ。）は、法第十三条の三第一項に規定する期間が満了する月の翌月以降において、令第八条各号に掲げる事由に該当する場合又は該当する見込みである場合であつて、法第十三条の三第二項の規定の適用を受けようとするときは、当該適用を受けようとする月（以下「適用除外事由発生月」という。）の属する年の八月一日（適用除外事由発生月が八月から十月までのいずれかの月である場合にあつてはそれぞれその三月前の月の初日とし、適用除外事由発生月が一月から七月までのいずれかの月である場合にあつては当該年の前年の八月一日とする。）から適用除外事由発生月の末日（適用除外事由発生月が八月である場合にあつては、当該年の九月三十日。第一号において同じ。）までに、児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書（様式第五号の四）を、次の各号に掲げる場合に同じ、それぞれ当該各号に掲げる書類等その他当該事由が生じていること又は生ずる見込みであることを明らかにすることができる書類等を添えて、これを手当の支給機関に提出しなければならない。

一 令第八条第一号に掲げる事由に該当する場合又は該当する見込みである場合 次のイからハまでに掲げる場合に同じ、それぞれ当該イからハまでに掲げる書類（適用除外事由発生月の属する年の六月一日（適用除外事由発生月が八月である場合にあつては当該年の五月一日とし、適用除外事由発生月が一月から七月までのいずれかの月である場合にあつては当該年の前年の六月一日

とする。)から適用除外事由発生月の末日までのいずれかの時において、イに掲げる場合にあっては就業していること、ロに掲げる場合にあっては求職活動をしていること、ハに掲げる場合にあっては第二十四条の五第二項第一号に掲げる活動をしていることをそれぞれ明らかにできる書類に限る。)

イ 就業している場合 雇用されていることを証明することができる書類の写し又は受給資格者が事業主であること若しくは在宅就業等を行っていることを証する書類その他の受給資格者が就業していることを明らかにできる書類

ロ 求職活動をしている場合 次に掲げるいずれかの書類

- (1) 公共職業安定所、母子家庭就業支援事業(母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号)第三十条第一項第三号に規定する母子家庭就業支援事業をいう。第二十四条の五第一項において同じ。)若しくは父子家庭就業支援事業(同法第三十一条の九第一項第三号に規定する父子家庭就業支援事業をいう。第二十四条の五第一項において同じ。)を実施する機関、特定地方公共団体(職業安定法(昭和二十二年法律第四十一号)第四条第九項に規定する特定地方公共団体をいう。第二十四条の五第一項において同じ。)又は職業紹介事業者(同法第四条第十項に規定する職業紹介事業者をいう。第二十四条の五第一項において同じ。)において就職に関する相談等を受けたことを明らかにできる書類
- (2) 求人者に面接したことその他の就業するための活動を行っていることを明らかにできる書類

ハ 第二十四条の五第二項第一号に掲げる活動をしている場合 公共職業能力開発施設、専修学校等に在学していることその他の職業能力の開発及び向上を図っていることを明らかにできる書類

二 令第八条第二号に掲げる事由に該当する場合又は該当する見込みである場合 当該障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書

三 令第八条第三号に掲げる事由に該当する場合又は該当する見込みである場合 次のイ又はロに掲げる場合に応じ、それぞれ当該イ又はロに掲げる書類等

イ 第二十四条の五第三項第一号に該当する場合又は該当する見込みである場合 医師又は歯科医師の診断書その他の疾病、負傷又は要介護状態にあることにより受給資格者が就業することが困難であることを明らかにできる書類等

ロ 第二十四条の五第三項第二号に該当する場合又は該当する見込みである場合 次に掲げるいずれかの書類等

- (1) 医師又は歯科医師の診断書その他の受給資格者の監護する児童が障害の状態にあること又は疾病、負傷若しくは要介護状態にあることにより介護が必要であることを明らかにできる書類等及び受給資格者が当該児童を介護する必要があることを明らかにできる書類
- (2) 医師又は歯科医師の診断書その他の受給資格者の親族が障害の状態にあること又は疾病、負傷若しくは要介護状態にあることにより介護が必要であることを明らかにできる書類等及び受給資格者が当該親族を介護する必要があることを明らかにできる書類

2 現に法第十三条の三第二項の規定の適用を受けている受給資格者であつて、引き続き同項の規定の適用を受けようとするものは、前項の規定にかかわらず、児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書に、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に掲げる書類等その他令第八条各号に掲げる事由が生じていることを明らかにできる書類等を添えて、毎年八月一日から同月三十一日までの間に、これを手当の支給機関に提出しなければならない。ただし、同項の規定により当該書類等が既に提出されているときは、当該書類等については、この限りでない。

一 令第八条第一号に掲げる事由に該当する場合 前項第一号イからハまでに掲げる場合に応じ、それぞれ当該イからハまでに掲げる書類(適用除外事由発生月の属する年の六月一日から八月三十一日までのいずれかの時において、当該イに掲げる場合にあっては就業していること、当該ロに掲げる場合にあっては求職活動をしていること、当該ハに掲げる場合にあっては第二十四条の五第二項第一号に掲げる活動をしていることをそれぞれ明らかにできる書類に限る。)

二 令第八条第二号に掲げる事由に該当する場合 前項第二号に掲げる書類等

三 令第八条第三号に掲げる事由に該当する場合 前項第三号イ又はロに掲げる場合に応じ、それぞれ当該イ又はロに掲げる書類等

3 前項に規定する受給資格者であつて、法第二十八条の二第一項又は第二項の規定による相談、情報の提供、助言又は支援を受けたものについては、前項中「から同月三十一日まで」とあり、及び同項第一号中「から八月三十一日まで」とあるのは、「から九月三十日まで」とする。

4 前各項の規定による児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書及びこれに添付する書類等の提出について、やむを得ない事情により期限までに提出できなかった場合は、その事情が消滅してから速やかに提出しなければならない。

(所得状況の届出)

第三条の五 七月から九月までの間に法第六条の規定による認定の請求をした者は、児童扶養手当所得状況届(様式第五号の五)に第一条第七号(ハを除く。)及び第八号(ニを除く。)に掲げる書類等(同条第七号柱書の規定にかかわらず、前年の所得に係るもの。)を添えて、当該請求をした日からその年の十月三十一日までの間に、これを手当の支給機関に提出しなければならない。

(現況の届出)

第四条 受給者は、児童扶養手当現況届(様式第六号)に第一条第七号(ハを除く。)及び第八号(ニを除く。)並びに次の各号に掲げる書類等を添えて、毎年(前条の規定による届出をした者にあつては、当該届出をした年を除く。)八月一日から同月三十一日までの間に、これを手当の支給機関に提出しなければならない。ただし、対象児童の父又は母が第三号の二イに該当する場合であつて、既に同号イに掲げる書類を提出しているときは、当該書類については、この限りでない。

一 受給者及び対象児童の属する世帯の全員の住民票の写し

二 受給者が父である場合において、対象児童と同居しないのでこれを監護し、かつ、これと生計を同じくしているときは、その事実を明らかにすることができる書類

三 受給者が母である場合において、対象児童と同居しないのでこれを監護しているときは、その事実を明らかにすることができる書類

三の二 受給者が法第九条第一項に規定する養育者であるときは、次に掲げる書類

イ 対象児童の父又は母が死亡しているときは、当該児童の父又は母の戸籍又は除かれた戸籍の謄本又は抄本

ロ 対象児童の父又は母の生死が明らかでないときは、その事実を明らかにすることができる書類

ハ 対象児童の父又は母が法令により引き続き一年以上拘禁されているときは、その事実を明らかにすることができる書類

ニ 対象児童の父又は母が明らかでないときは、当該児童の戸籍の謄本又は抄本

四 受給者が法第四条第一項第一号ニに規定する児童を監護し若しくは養育しているとき（前号に該当する場合を除く。第六号及び第七号において同じ。）又は同項第二号ニに規定する児童を監護し、かつ、これと生計を同じくし若しくは養育しているとき（前号に該当する場合を除く。第六号及び第七号において同じ。）は、当該児童の父又は母の生死が明らかでないことを明らかにすることができる書類

五 受給者が令第一条の二第一号に規定する児童を監護し若しくは養育しているとき又は令第二条第一号に規定する児童を監護し、かつ、これと生計を同じくし若しくは養育しているときは、当該児童が父又は母から引き続き一年以上遺棄されていることを明らかにすることができる書類

六 受給者が令第一条の二第三号に規定する児童を監護し若しくは養育しているとき又は令第二条第三号に規定する児童を監護し、かつ、これと生計を同じくし若しくは養育しているときは、当該児童の父又は母が法令により引き続き一年以上拘禁されていることを明らかにすることができる書類

七 受給者が令第一条の二第五号に規定する児童を監護し若しくは養育しているとき又は令第二条第五号に規定する児童を監護し、かつ、これと生計を同じくし若しくは養育しているときは、当該児童の戸籍の謄本又は抄本

（障害の状態の届出）

第四条の二 受給者は、手当の支給が行われている児童について十八歳に達した日以後の最初の三月三十一日が終了した場合であつて、当該児童が令別表第一に定める程度の障害の状態にあるときは、速やかに、当該障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書を手当の支給機関に提出しなければならない。ただし、第一条第六号又は第二条第二号の規定により、当該児童の障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書が既に提出されているときは、この限りでない。

（氏名変更の届出）

第五条 受給者は、氏名を変更したときは、次の各号に掲げる事項を記載した届書に戸籍の抄本を添えて、十四日以内に、これを手当の支給機関に提出しなければならない。

- 一 変更前及び変更後の氏名
- 二 児童扶養手当証書の番号

（住所変更の届出）

第六条 受給者は、手当の支給機関の変更を伴う住所の変更をしようとするときは、あらかじめ、次の各号に掲げる事項を記載した届書を変更前の手当の支給機関に提出しなければならない。

- 一 変更前及び変更後の住所
- 二 住民基本台帳法（昭和二十二年法律第八十一号）第二十四条の転出の予定年月日
- 三 児童扶養手当証書の番号

2 受給者は、住所を変更したときは、十四日以内に、次の各号に掲げる事項を記載した届書を手当の支給機関（手当の支給機関の変更を伴う住所の変更をしたときは、変更後の手当の支給機関）に提出しなければならない。この場合において、手当の支給機関の変更を伴う住所の変更をしたときは、変更後の住所地の世帯の全員の住民票の写しを添えなければならない。

- 一 前項第一号及び第三号に掲げる事項
- 二 住民基本台帳法第二十二條第一項第三号の転入をした年月日

第七条及び第八条 削除

（証書の再交付の申請）

第九条 受給者は、児童扶養手当証書を破り、又は汚したときは、児童扶養手当証書の再交付を手当の支給機関に申請することができる。

2 前項の申請をするには、児童扶養手当証書の番号を記載した申請書を手当の支給機関に提出しなければならない。この場合において、破り、又は汚した児童扶養手当証書を申請書に添えなければならない。

（証書の亡失の届出等）

第十条 受給者は、児童扶養手当証書を失ったときは、直ちに、児童扶養手当証書亡失届（様式第八号）を手当の支給機関に提出しなければならない。

2 受給者は、前項の届出をした後、失った児童扶養手当証書を発見したときは、速やかに、これを手当の支給機関に返納しなければならない。

（受給資格喪失の届出）

第十一条 受給者は、法第四条に定める手当の支給要件に該当しなくなつたときは、速やかに、児童扶養手当資格喪失届（様式第九号）を手当の支給機関に提出しなければならない。

（死亡の届出）

第十二条 受給者が死亡したときは、戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の規定による死亡の届出義務者は、次の各号に掲げる事項を記載した届書に、その死亡を証する書類を添えて、十四日以内に、これを手当の支給機関に提出しなければならない。

- 一 氏名
- 二 死亡した年月日
- 三 児童扶養手当証書の番号

（届書等の記載事項）

第十二条の二 第五条、第六条、第九条及び前条の届書又は申請書には、届出人又は申請者の氏名及び住所並びに届出又は申請の年月日を記載しなければならない。

(準用)

**第十二条の三** 第三条から第六条まで(第三条の二第一項、第三条の三第一項、第三条の四、第五条第二号及び第六条第一項第三号を除く。)、第十一条から前条まで(第十二条第三号を除く。)、及び第十二条の規定は、受給資格の認定を受けた者であつて法第九条から第十一条まで又は第十三条の二の規定により手当の全部の支給を受けていないもの(以下「全部支給停止者」という。))について準用する。この場合において、第三条の二第二項中「第九条第一項」とあるのは「第九条第一項、第十条、第十一条又は第十三条の二」と、「一部」とあるのは「全部」と、第三条の二第三項中「第九条第一項」とあるのは「第九条から第十一条まで又は第十三条の二」と、第四条の二中「手当の支給が行われている児童」とあるのは「法第九条から第十一条まで又は第十三条の二の規定により手当の全部の支給が行われていない児童」と、第六条第二項第一号中「前項第一号及び第三号」とあるのは「前項第一号」と、第十二条の二中「、第九条及び前条の届書又は申請書」とあるのは「及び前条の届書」と、第十四条中「、申請書若しくは診断書又は児童扶養手当証書」とあるのは「又は診断書」と、「提出又は返納する場合」とあるのは「提出する場合」と読み替へるものとする。

(未支払の手当の請求)

**第十二条の四** 法第十六条に規定する未支払の手当を受けようとする者は、未支払児童扶養手当請求書(様式第十号)を手当の支給機関に提出しなければならない。

(証書の添付)

**第十三条** 第二条から第三条の四まで、第四条から第五条まで、第六条第二項、第十一条及び第十二条の規定によつて請求書、届書又は診断書を手当の支給機関に提出する場合には、その請求書、届書又は診断書に、児童扶養手当証書を添えなければならない。

(町村長の経由)

**第十四条** この章の規定によつて請求書、届書、申請書若しくは診断書又は児童扶養手当証書を住所地を管轄する福祉事務所を管理する都道府県知事に提出又は返納する場合には、当該受給資格者又は受給者の住所地の町村長を経由しなければならない。

**第二章 認定及び支給等**

(認定の請求書及び届書の受理及び提出)

**第十五条** 町村長は、前条の規定により町村長を経由して都道府県知事に提出しなければならないこととされている請求書、届書又は申請書を受理したときは、請求書、届書又は申請書の所定事項について必要な審査を行い、これを都道府県知事に提出しなければならない。

2 前項の場合において、提出された届書が手当の支給機関の変更を伴わない住所の変更に係るものであるときは、同項の規定にかかわらず、町村長は、当該届書に添えて提出された児童扶養手当証書の所定欄に住所の変更に関する所要事項を記載し、かつ、当該証書を受給者に返付した旨の報告をもつて同項の提出に代えるものとする。

3 第一項の場合において、提出された届書が氏名の変更に係るものであるときは、同項の規定にかかわらず、町村長は、当該届書に記載された事項を記載した書類を送付することによつて同項の提出に代えることができる。この場合において、当該届書に添えて提出された児童扶養手当証書を添えなければならない。

(認定の通知)

**第十六条** 手当の支給機関は、認定の請求があつた場合において、受給資格の認定をしたときは、児童扶養手当認定通知書(様式第十一号)及び児童扶養手当証書(様式第十一号の二)を当該受給資格者に交付しなければならない。

2 手当の支給機関は、前項の場合において、法第九条から第十一条まで又は第十三条の二の規定により手当の全部又は一部を支給しないときは、児童扶養手当支給停止通知書(様式第十一号の三)を当該全部支給停止者又は受給者に交付しなければならない。この場合において、前項の規定にかかわらず、当該全部支給停止者に対しては、児童扶養手当証書を交付しない。

(認定請求の却下通知)

**第十七条** 手当の支給機関は、認定の請求があつた場合において、受給資格がないと認めるときは、児童扶養手当認定請求却下通知書(様式第十二号)を請求者に交付しなければならない。

(手当額の改定の通知等)

**第十八条** 手当の支給機関は、法第八条の規定により手当の額を改定したときは、児童扶養手当額改定通知書(様式第十三号)を受給者に交付しなければならない。

2 手当の支給機関は、前項の通知をする場合において、第十三条の規定によつて児童扶養手当証書が提出されているときは、当該児童扶養手当証書に当該改定に関する所要事項を記載し、又は新たに児童扶養手当証書を作成し、これを受給者に返付し、又は交付しなければならない。

3 手当の支給機関は、第一項の通知をする場合において、児童扶養手当証書が提出されていないときは、受給者に対して、児童扶養手当証書の提出を命じなければならない。

4 第二項の規定は、前項の命令によつて児童扶養手当証書が提出された場合に準用する。

5 第二項(前項において準用される場合を含む。)の規定により新たな児童扶養手当証書が交付されたときは、従前の児童扶養手当証書は、その効力を失うものとする。

(証書の訂正)

**第十九条** 手当の支給機関は、氏名の変更の届書若しくは住所の変更の届書(第十五条第二項に係る届書及び手当の支給機関の変更を伴う住所の変更に係る届書を除く。)、又は同条第三項の書類を受理したときは、これらの届書又は書類に添えて提出された児童扶養手当証書の当該事項を訂正して、これを受給者に返付しなければならない。

2 前項の規定は、町村長が住所の変更の届書(第十五条第二項に係る届書に限る。)を受理した場合に準用する。

(証書の再交付等)

**第二十条** 手当の支給機関は、児童扶養手当証書の再交付の申請書若しくは児童扶養手当証書亡失届又は手当の支給機関の変更を伴う住所の変更に係る届書を受理したときは、新たに児童扶養手当証書を作成し、これを受給者に交付しなければならない。

2 第十八条第五項の規定は、前項の規定により新たな児童扶養手当証書が交付された場合に、準用する。

3 手当の支給機関は、手当の支給機関の変更を伴う住所の変更に係る届書を受理したときは、当該変更前の手当の支給機関に、文書で第六条第二項各号に掲げる事項を通知しなければならない。

(証書の更新、支給停止の通知等)

第二十一条 手当の支給機関は、第三条の二、第三条の三又は第四条（これらの規定を第十二条の三において準用する場合を含む。）の規定により提出された児童扶養手当支給停止関係届若しくは児童扶養手当被災状況書、公的年金給付等受給状況届又は児童扶養手当現況届を受理した場合（法第九条第一項、第九条の二から第十一条まで又は第十三条の二第一項から第三項までの規定の適用により手当の全部を支給しない場合を除く。）においては、当該届書に添えて提出された児童扶養手当証書に所要事項を記載し、又は新たに児童扶養手当証書を作成し、これを当該受給者に返付し、又は交付しなければならない。

2 手当の支給機関は、法第十三条の三第一項の規定により手当の一部を支給しないときは、児童扶養手当証書に所要事項を記載し、又は新たに児童扶養手当証書を作成し、これを受給者に返付し、又は交付しなければならない。

3 手当の支給機関は、第一項の届書を受理した場合において、法第九条から第十一条まで又は第十三条の二の規定により手当の全部又は一部を支給しないときは、児童扶養手当支給停止通知書を当該全部支給停止者又は受給者に交付しなければならない。

4 手当の支給機関は、法第十三条の三第一項の規定により手当の一部を支給しないときは、児童扶養手当支給停止通知書を受給者に交付しなければならない。

5 手当の支給機関は、受給者に前項の通知をする場合において、児童扶養手当証書が提出されていないときは、当該受給者に対して、児童扶養手当証書の提出を命ずることができる。

(未支払の手当の支払通知)

第二十一条の二 手当の支給機関は、未支払児童扶養手当請求書を受理したときは、児童扶養手当支払通知書を作成し、これを請求者に交付しなければならない。

第二十二条 手当の支給機関は、受給者の受給資格が消滅したときは、児童扶養手当資格喪失通知書（様式第十五号）をその者が死亡した場合にあつては、戸籍法の規定による死亡の届出義務者とする。）に交付しなければならない。

2 手当の支給機関は、前項の通知をする場合において、児童扶養手当証書が提出されていないときは、同項に定める者に対して、児童扶養手当証書の提出を命じなければならない。

(經由)

第二十三条 都道府県知事は、この章の規定によつて、通知書を交付し、児童扶養手当証書を交付し、若しくは返付し、又は児童扶養手当証書の提出を命ずるときは、当該受給者の住所地の町村長を經由しなければならない。

(証書の交付等の停止)

第二十四条 町村長は、前条の規定によつて当該受給者に対して児童扶養手当証書を交付し、又は返付する場合において、受給資格が消滅していることが明らかに認められるときは、児童扶養手当証書の交付又は返付を停止し、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。

(準用)

第二十四条の二 第十五条第一項及び第三項前段、第十八条第一項、第二十条第三項、第二十一条並びに第二十三条の規定は、全部支給停止者について準用する。この場合において、第十五条第一項中「届書又は申請書」とあるのは「又は届書」と、第二十三条中「交付し、児童扶養手当証書を交付し、若しくは返付し、又は児童扶養手当証書の提出を命ずる」とあるのは「交付する」と読み替へるものとする。

(法第十四条第四号に規定する内閣府令で定める自立を図るための活動)

第二十四条の三 法第十四条第四号に規定する内閣府令で定める自立を図るための活動は、公共職業能力開発施設、専修学校等に在学していることその他の職業能力の開発及び向上を図るための活動とする。

(令第六条の三第二項第二号、第六条の五第二項第一号及び第六条の六第二項第一号の内閣府令で定める方法によつて計算した額)

第二十四条の四 令第六条の三第二項第二号の内閣府令で定める方法によつて計算した額は、次の表の第一欄に掲げる規定によりその支給を停止された同表の第二欄に掲げる給付について、当該給付（法第十三条の二第一項第二号又は第三号に規定する公的年金給付である場合にあつては、同項第二号又は第三号に規定する加算に係る部分に限る。）の全額とする。ただし、同表の第三欄に掲げる一時金が支給されたときは、その支給された月後最初の同表の第二欄に掲げる給付の支払月から一年を経過した月以後については、同表の第二欄に掲げる給付の額を、同表の第四欄に掲げる法定利率にその経過した年数（当該年数に一年未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた年数）を乗じて得た数に一を加えた数で除して得た額とする。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号）附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第四条の規定による改正前の船員保険法（昭和十四年法律第七十三号。次項において「平成二十二年改正前船員保険法」という。）附則第十項	同項に規定する遺族年金	同項に規定する遺族年金前払一時金	障害の原因である疾病又は負傷の発生時における法定利率
労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第六十条第三項	同項に規定する遺族補償	同項に規定する遺族補償年金前払一時金	同法第八条第一項に規定する算定事由発生日における法定利率
労働者災害補償保険法第六十条の四第四項において読み替えて準用する同法第六十条第三項	同項に規定する複数事業労働者遺族年金	同項に規定する複数事業労働者遺族年金前払一時金	同法第八条第一項に規定する算定事由発生日における法定利率

<p>労働者災害補償保険法第六十三条第三項において読み替えて準用する同法第六十条第三項</p> <p>国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）附則第十四項（他の法律において準用する場合を含む。次項において同じ。）</p> <p>地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）附則第六条第三項</p> <p>地方公務員災害補償法第六十九条第一項の規定に基づく条例の規定</p>	<p>同項に規定する遺族年金</p> <p>同項に規定する遺族補償年金</p> <p>同項に規定する遺族補償年金</p> <p>同項に規定する遺族補償年金</p>	<p>同項に規定する遺族年金</p> <p>同項に規定する遺族補償年金</p> <p>同項に規定する遺族補償年金</p> <p>同項に規定する遺族補償年金</p>	<p>同項に規定する遺族年金</p> <p>同項に規定する遺族補償年金</p> <p>同項に規定する遺族補償年金</p> <p>同項に規定する遺族補償年金</p>	<p>同項に規定する遺族年金前払一時金</p> <p>同項に規定する遺族補償年金前払一時金</p> <p>同項に規定する遺族補償年金前払一時金</p> <p>同項に規定する遺族補償年金前払一時金</p>	<p>同法第八条第一項に規定する算定事由発生日における法定利率</p> <p>人事院規則一六一〇（職員の災害補償）第八条の二に規定する事故発生日における法定利率</p> <p>同法第二条第四項に規定する災害発生日における法定利率</p> <p>同法第二条第四項に規定する災害発生日に相当する日として当該条例で定める日における法定利率</p>	<p>同法第八条第一項に規定する算定事由発生日における法定利率</p> <p>人事院規則一六一〇（職員の災害補償）第八条の二に規定する事故発生日における法定利率</p> <p>同法第二条第四項に規定する災害発生日における法定利率</p> <p>同法第二条第四項に規定する災害発生日に相当する日として当該条例で定める日における法定利率</p>
<p>公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令（昭和三十一年政令第二百八十三号）附則第一条の三第五項</p> <p>公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令附則第二条第四項において読み替えて準用する同法附則第一条の三第五項</p>	<p>同項に規定する遺族年金</p> <p>同項に規定する遺族補償年金</p> <p>同項に規定する遺族補償年金</p> <p>同項に規定する遺族補償年金</p>	<p>同項に規定する遺族年金</p> <p>同項に規定する遺族補償年金</p> <p>同項に規定する遺族補償年金</p> <p>同項に規定する遺族補償年金</p>	<p>同項に規定する遺族年金</p> <p>同項に規定する遺族補償年金</p> <p>同項に規定する遺族補償年金</p> <p>同項に規定する遺族補償年金</p>	<p>同項に規定する遺族年金前払一時金</p> <p>同項に規定する遺族補償年金前払一時金</p> <p>同項に規定する遺族補償年金前払一時金</p> <p>同項に規定する遺族補償年金前払一時金</p>	<p>同法第一条第二項に規定する事故発生日における法定利率</p> <p>同法第一条第二項に規定する事故発生日における法定利率</p> <p>同法第一条第二項に規定する事故発生日における法定利率</p> <p>同法第一条第二項に規定する事故発生日における法定利率</p>	<p>同法第一条第二項に規定する事故発生日における法定利率</p> <p>同法第一条第二項に規定する事故発生日における法定利率</p> <p>同法第一条第二項に規定する事故発生日における法定利率</p> <p>同法第一条第二項に規定する事故発生日における法定利率</p>
<p>2 令第六条の五第二項第二号の内閣府令で定める方法によつて計算した額は、次の表の第一欄に掲げる規定によりその支給を停止された同表の第二欄に掲げる給付について、当該給付（法第十三条の二第三項の規定の適用を受けている受給資格者にあつては、同項に規定する加算に係る部分に限る。）の全額とする。ただし、同表の第三欄に掲げる一時金が支給されたときは、その支給された月後最初の同表の第二欄に掲げる給付の支払期月から一年を経過した月以後については、同表の第二欄に掲げる給付の額を、同表の第四欄に掲げる法定利率にその経過した年数（当該年数に一年未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた年数）を乗じて得た数に一を加えた数で除して得た額とする。</p>	<p>第一欄</p> <p>第二欄</p> <p>第三欄</p> <p>第四欄</p>	<p>同項に規定する遺族年金</p> <p>同項に規定する遺族補償年金</p> <p>同項に規定する遺族補償年金</p> <p>同項に規定する遺族補償年金</p>	<p>同項に規定する遺族年金</p> <p>同項に規定する遺族補償年金</p> <p>同項に規定する遺族補償年金</p> <p>同項に規定する遺族補償年金</p>	<p>同項に規定する遺族年金前払一時金</p> <p>同項に規定する遺族補償年金前払一時金</p> <p>同項に規定する遺族補償年金前払一時金</p> <p>同項に規定する遺族補償年金前払一時金</p>	<p>障害の原因である疾病又は負傷の発生日における法定利率</p> <p>同法第八条第一項に規定する算定事由発生日における法定利率</p> <p>同法第八条第一項に規定する算定事由発生日における法定利率</p> <p>同法第八条第一項に規定する算定事由発生日における法定利率</p>	<p>障害の原因である疾病又は負傷の発生日における法定利率</p> <p>同法第八条第一項に規定する算定事由発生日における法定利率</p> <p>同法第八条第一項に規定する算定事由発生日における法定利率</p> <p>同法第八条第一項に規定する算定事由発生日における法定利率</p>
<p>労働者災害補償保険法第六十条の四第四項において読み替えて準用する同法第六十条第三項</p> <p>労働者災害補償保険法第六十三条第三項において読み替えて準用する同法第六十条第三項</p> <p>国家公務員災害補償法附則第十四項</p> <p>地方公務員災害補償法附則第六条第三項</p> <p>地方公務員災害補償法第六十九条第一項の規定に基づく条例の規定</p>	<p>同項に規定する遺族年金</p> <p>同項に規定する遺族補償年金</p> <p>同項に規定する遺族補償年金</p> <p>同項に規定する遺族補償年金</p> <p>同項に規定する遺族補償年金</p>	<p>同項に規定する遺族年金</p> <p>同項に規定する遺族補償年金</p> <p>同項に規定する遺族補償年金</p> <p>同項に規定する遺族補償年金</p> <p>同項に規定する遺族補償年金</p>	<p>同項に規定する遺族年金</p> <p>同項に規定する遺族補償年金</p> <p>同項に規定する遺族補償年金</p> <p>同項に規定する遺族補償年金</p> <p>同項に規定する遺族補償年金</p>	<p>同項に規定する遺族年金前払一時金</p> <p>同項に規定する遺族補償年金前払一時金</p> <p>同項に規定する遺族補償年金前払一時金</p> <p>同項に規定する遺族補償年金前払一時金</p>	<p>同法第八条第一項に規定する算定事由発生日における法定利率</p> <p>同法第八条第一項に規定する算定事由発生日における法定利率</p> <p>同法第八条第一項に規定する算定事由発生日における法定利率</p> <p>同法第八条第一項に規定する算定事由発生日における法定利率</p>	<p>同法第八条第一項に規定する算定事由発生日における法定利率</p> <p>同法第八条第一項に規定する算定事由発生日における法定利率</p> <p>同法第八条第一項に規定する算定事由発生日における法定利率</p> <p>同法第八条第一項に規定する算定事由発生日における法定利率</p>
<p>3 令第六条の六第二項第一号の内閣府令で定める方法によつて計算した額は、次の表の第一欄に掲げる規定によりその支給を停止された同表の第二欄に掲げる給付について、当該給付（法第十三条の二第三項に規定する加算に係る部分に限る。）の全額とする。ただし、同表の第三欄に掲げる一時金が支給されたときは、その支給された月後最初の同表の第二欄に掲げる給付の支払期月から一年を経過した月以後については、同表の第二欄に掲げる給付の額を、同表の第四欄に掲げる法定利率にその経過した年数（当該年数に一年未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた年数）を乗じて得た数に一を加えた数で除して得た額とする。</p>	<p>第一欄</p> <p>第二欄</p> <p>第三欄</p> <p>第四欄</p>	<p>同項に規定する遺族年金</p> <p>同項に規定する遺族補償年金</p> <p>同項に規定する遺族補償年金</p> <p>同項に規定する遺族補償年金</p>	<p>同項に規定する遺族年金</p> <p>同項に規定する遺族補償年金</p> <p>同項に規定する遺族補償年金</p> <p>同項に規定する遺族補償年金</p>	<p>同項に規定する遺族年金前払一時金</p> <p>同項に規定する遺族補償年金前払一時金</p> <p>同項に規定する遺族補償年金前払一時金</p> <p>同項に規定する遺族補償年金前払一時金</p>	<p>同法第一条第二項に規定する事故発生日における法定利率</p> <p>同法第一条第二項に規定する事故発生日における法定利率</p> <p>同法第一条第二項に規定する事故発生日における法定利率</p> <p>同法第一条第二項に規定する事故発生日における法定利率</p>	<p>同法第一条第二項に規定する事故発生日における法定利率</p> <p>同法第一条第二項に規定する事故発生日における法定利率</p> <p>同法第一条第二項に規定する事故発生日における法定利率</p> <p>同法第一条第二項に規定する事故発生日における法定利率</p>
<p>公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令附則第一条の三第五項</p>	<p>同項に規定する障害補償年金</p>	<p>同項に規定する障害補償年金</p>	<p>同項に規定する障害補償年金前払一時金</p>	<p>同法第一条第二項に規定する事故発生日における法定利率</p>	<p>同法第一条第二項に規定する事故発生日における法定利率</p>	<p>同法第一条第二項に規定する事故発生日における法定利率</p>



(令第八条第一号に規定する求職活動等)

**第二十四条の五** 令第八条第一号に規定する求職活動は、公共職業安定所、母子家庭就業支援事業若しくは父子家庭就業支援事業を実施する機関、特定地方公共団体又は職業紹介事業者において就職に関する相談等を受けたこと、求人者に面接したことその他就業するための活動とする。

2 令第八条第一号に規定する内閣府令で定める自立を図るための活動は、次に掲げるものとする。

一 公共職業能力開発施設、専修学校等に在学していることその他の職業能力の開発及び向上を図るための活動

二 法第二十八条の二第二項又は第二項の規定による相談、情報の提供、助言又は支援を受け、就業し、求職活動をし、又は前号に掲げる活動を行うこと。

3 令第八条第三号に規定する内閣府令で定める事由は、次の各号に掲げる事由とする。

一 受給資格者が疾病、負傷又は要介護状態にあることその他これに類する事由により就業することが困難であること。  
二 受給資格者が監護する児童又は受給資格者の親族が障害の状態にあること又は疾病、負傷若しくは要介護状態にあることその他これに類する事由により受給資格者がこれらの者の介護を行う必要があり就業することが困難であること。

(法第十三条の三第二項の適用)

**第二十四条の六** 第三条の四第一項の規定により受給資格者から児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書が提出され、当該受給資格者が令第八条各号に掲げる事由に該当する場合には、適用除外事由発生日から翌年十月(適用除外事由発生日が一月から七月までのいずれかの月である場合にあっては、その年の十月)までの期間においては、法第十三条の三第一項の規定を適用しない。  
2 第三条の四第二項の規定により受給資格者から児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書が提出され、当該受給資格者が令第八条各号に掲げる事由に該当する場合には、当該年の十一月から翌年十月までの期間においては、法第十三条の三第一項の規定を適用しない。

### 第三章 雑則

(口頭による請求)

**第二十五条** 市町村長は、第一章に規定する請求書、届書又は申請書を作成することができない特別な事情があると認めるときは、当該請求者、届出者又は申請者の口頭による陳述を当該職員に聴取せしめ、必要措置をとることによつて、同章に規定する請求書、届書又は申請書の受理にかえることができる。

2 前項の陳述を聴取した当該職員は、陳述事項に基づいて所定の請求書、届書又は申請書の様式に従つて聴取書を作成し、これを陳述者にとともに氏名を記載しなければならぬ。

(添付書類の省略等)

**第二十六条** 対象児童の父又は母が国民年金法(昭和三十四年法律第四十一号)の規定による障害基礎年金(障害の程度が同法第三十条第二項に規定する障害等級の一級に該当する者に支給されるものに限る。)(又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)第一条の規定による改正前の国民年金法の規定による障害年金(障害の程度が同法別表に定める一級に該当する者に支給されるものに限る。))の支給を受けることができるときは、第一条の児童扶養手当認定請求書又は第二条の児童扶養手当額改定請求書に添えるべき第一条第四号に掲げる書類等を添えることを要しない。

2 手当の支給機関は、障害の状態にある児童、受給資格者又は受給資格者の親族について、既にこれらの者の障害の状態に関する診断書の提出を受けたことがある場合において、当該児童受給資格者又は受給資格者の親族の障害の状態が固定している等の事情により当該障害の状態に関する診断書を添える必要がないと認めるときは、第一章の規定により請求書又は届書に添えなければならない当該障害の状態に関する診断書を省略させることができる。

3 第一条の児童扶養手当認定請求書、第三条の二第一項及び第二項(第十二条の三において準用する場合を含む。)(の児童扶養手当支給停止関係届、第三条の五の所得状況届(第十二条の三において準用する場合を含む。))並びに第四条(第十二条の三において準用する場合を含む。)(の児童扶養手当現況届を住所を管轄する福祉事務所を管理する都道府県知事に提出する場合において、当該請求書又は届書に添えるべき第一条第七号イ、ロ及びニ(2)並びに第八号イ及びロに規定する町村長の証明書を当該受給資格者又は受給者若しくは全部支給停止者の住所地の町村長から受けるべきときは、これを添えることを要しないものとする。この場合において、町村長は、証明すべき事実につき課税台帳その他の公簿によつて審査した旨を当該請求書又は届書に記載しなければならない。

4 手当の支給機関は、非常災害に際して特に必要があると認めるときは、第一章の規定により請求書又は届書に添えなければならない書類を省略させ、又はこれに代わるべき他の書類を添えて提出させることができる。

5 第一章の規定により請求書又は届書に戸籍の謄本若しくは抄本若しくは住民票の写し、身分関係若しくは生計関係を明らかにすることができる書類又は診断書を添えて提出しなければならない場合において、一通又は二通以上の戸籍の謄本若しくは抄本若しくは住民票の写し、身分関係若しくは生計関係を明らかにすることができる書類又は診断書を添えることにより当該関係事項のすべてを明らかにすることができるときは、その明らかにすることができる書類を、当該請求書又は届書に添えることにより当該関係事項のすべてを明らかにすることができるものとする。

6 第一章の規定により請求書又は届書に第一条第九号イからニまでに規定する証明書又は同条第十号イ若しくはロに規定する証明書を添えて提出しなければならない場合において、公的年金給付の受給状況又は遺族補償等の受給状況を明らかにすることができる書類を添えることにより当該関係事項のすべてを明らかにすることができるときは、その明らかにすることができる書類を、当該請求書又は届書に添えることにより当該関係事項のすべてを明らかにすることができるものとする。

7 手当の支給機関は、第一章の規定により請求書又は届書に添えて提出する書類等により証明すべき事実を公簿等によつて確認することができるときは、当該書類等を省略させることができる。(經由の省略)

**第二十七条** 都道府県知事は、特別な事情があると認めるときは、第十四条(第十二条の三において準用する場合を含む。)(の規定にかかわらず、第一章に規定する請求書、届書又は申請書を町村長を経由しないで提出させることができる。児童扶養手当証書の經由についても、同様とする。



2 都道府県知事は、特別の事情があると認めるときは、第二十三条（第二十四条の二において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、前章に規定する通知書を町村長を経由しないで交付することができる。児童扶養手当証書の経由についても、同様とする。

（身分を示す証明書）

第二十八条 法第二十九条第三項の規定によつて当該職員が携帯すべき身分を示す証明書は、様式第十六号による。

附則 抄

1 この省令は、昭和三十七年一月一日から施行する。ただし、法附則第二項の規定によつてなされる手続に関しては、公布の日から施行する。

附則（昭和三十七年五月一六日厚生省令第二二二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和三十七年一〇月一日厚生省令第四七号） 抄

1 この省令は、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）の施行の日（昭和三十七年十月一日）から施行する。

附則（昭和三十七年二月一日厚生省令第五二二号） 抄

1 この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和三十八年八月二二日厚生省令第四一〇号） 抄

1 この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の児童扶養手当所得状況届及びこれに添えなければならない書類に関する規定は、昭和三十七年以降の年の所得による児童扶養手当の支給の制限に関する手続について適用する。

附則（昭和三十九年八月二八日厚生省令第三七号） 抄

1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、様式第一号の改正規定中注意の5のトの改正に係る部分、様式第五号の改正規定中注意の5のトの改正に係る部分、様式第六号の改正規定及び様式第九号中の改正規定中注意の1のハの（ト）の改正に係る部分は、昭和三十九年十月一日から施行する。

附則（昭和四〇年五月三一日厚生省令第二五五号）

この省令は、公布の日から施行する。ただし、様式第一号の改正規定、様式第三号の改正規定中注意の5の改正に係る部分及び様式第五号の改正規定は、昭和四十年八月一日から施行する。

附則（昭和四一年八月一日厚生省令第二八号） 抄

1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第一条第一項第七号ロの改正規定及び同条第二項第二号イの（3）の改正規定並びに様式第一号の改正規定中注意の9及び16のロの改正に係る部分、様式第三号の改正規定中注意の5及び10のロの（ホ）の改正に係る部分並びに様式第五号の改正規定中注意の4及び12のロの改正に係る部分は、昭和四十一年十二月一日から施行する。2 この省令による改正後の児童扶養手当所得状況届及びこれに添えなければならない書類等に関する規定（第一条第二項第二号イの（3）並びに様式第三号の注意の5及び10のロの（ホ）を除く。）は、昭和四十年以降の年の所得による児童扶養手当の支給の制限に関する手続について適用する。

附則（昭和四二年八月三一日厚生省令第三二二号） 抄

1 この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和四二年一月一〇日厚生省令第四八号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和四二年二月二五日厚生省令第五八号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和四三年七月四日厚生省令第二八号） 抄

1 この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和四四年七月一日厚生省令第一七号） 抄

1 この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和四四年八月二五日厚生省令第二六号） 抄

1 この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和四四年二月一〇日厚生省令第三九号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和四五年六月一七日厚生省令第三一〇号） 抄

1 この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和四七年九月一六日厚生省令第四九号）

この省令は、昭和四十七年十月一日から施行する。

附則（昭和四八年九月二八日厚生省令第三八号） 抄

1 この省令は、昭和四十八年十月一日から施行する。

附則（昭和四九年六月二〇日厚生省令第二一〇号） 抄

1 この省令は、公布の日から施行する。

- 附 則 (昭和四十九年六月二日厚生省令第二二号) 抄
- 1 この省令は、昭和四十九年九月一日から施行する。
- 附 則 (昭和五〇年八月一三日厚生省令第三三三号)
- この省令は、昭和五十年十月一日から施行する。
- 附 則 (昭和五一年一〇月一日厚生省令第四六号)
- この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則 (昭和五二年一〇月一日厚生省令第四四号)
- この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則 (昭和五三年四月一日厚生省令第一六号)
- この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則 (昭和五三年五月二七日厚生省令第三四号) 抄
- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 2 昭和五十三年四月期渡分の児童扶養手当の支払を受ける者(既に支払を受けている者を含む。)であつて、同年八月期渡分の児童扶養手当の支払を受けることができるもの(同年六月又は七月に受給資格を喪失する者を除く。)に対する改正後の児童扶養手当法施行規則第四条の適用については、昭和五十三年六月一日から同年九月十日までの間は、同条中「毎年八月十一日から九月十日」とあるのは「昭和五十三年六月一日から同年九月三十日」と、様式第六号(表面)の⑯の欄中「8月1日」とあるのは「6月1日」と、同様式(裏面)の注意の1中「毎年8月11日から9月10日までの間」とあるのは「昭和53年6月中」とする。
- 附 則 (昭和五五年六月二三日厚生省令第二五号)
- この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則 (昭和五六年七月三〇日厚生省令第五六号)
- 1 この省令は、昭和五十六年八月一日から施行する。
- 2 昭和五十四年以前の年の所得に係る児童扶養手当現況届及び特別児童扶養手当所得状況届並びにこれらに添えるべき証明書については、なお従前の例による。
- 附 則 (昭和五六年二月一九日厚生省令第六九号)
- この省令は、難民の地位に関する条約等への加入に伴う出入国管理令その他関係法律の整備に関する法律(昭和五十六年法律第八十六号)の施行の日から施行する。
- 附 則 (昭和五七年六月九日厚生省令第二五号)
- この省令は、昭和五十七年七月一日から施行する。
- 附 則 (昭和五七年八月一四日厚生省令第三五号)
- この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則 (昭和五七年八月三一日厚生省令第四〇号)
- この省令は、昭和五十七年十月一日から施行する。
- 附 則 (昭和五九年三月三一日厚生省令第一八号)
- この省令は、昭和五十九年四月一日から施行する。
- 附 則 (昭和六〇年七月二四日厚生省令第三三三号)
- (施行期日)
- 1 この省令は、昭和六十年八月一日から施行する。
- (経過措置)
- 2 児童扶養手当法の一部を改正する法律(昭和六十年法律第四十八号)附則第五条に規定する既認定者等(以下「既認定者等」という。)に係る住所及び支払方法の変更についての届出並びに都道府県知事及び市町村長の事務については、同法附則第六条第一項に規定する政令で定める日(以下「変更日」という。)までの間は、なお従前の例による。
- 3 この省令による改正前の様式による児童扶養手当額改定請求書及び児童扶養手当額改定届は、当分の間、この省令による改正後の児童扶養手当法施行規則(以下「新規則」という。)の様式によるものとみなす。
- 4 この省令による改正前の様式による児童扶養手当現況届は、昭和六十年九月十日までの間、新規則の様式によるものとみなす。
- 5 既認定者等が提出すべき児童扶養手当証書亡失届及び未支払児童扶養手当請求書の様式並びに既認定者等に交付する児童扶養手当認定通知書の様式は、変更日までの間は、なお従前の例による。
- 6 既認定者等に対して発する変更日の属する月までの月分の手当に係る督促状の様式は、なお従前の例による。
- 7 既認定者等に支給する変更日の属する月までの月分の手当に係る児童扶養手当証書の様式は、既認定者等に交付する児童扶養手当証書の様式を定める省令(昭和三十九年厚生省・郵政省令第一号)の定めるところによるものとする。
- 8 当該職員が既認定者等に係る変更日の属する月までの月分の手当について児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)第二十九条第一項又は第二項の規定によつて調査を行う場合においては、様式第十六号(表面)中「職名」とあるのは「官職又は職名」と、「都道府県知事」とあるのは「内閣総理大臣又は都道府県知事」と、同様式(裏面)中「都道府県知事」とあるのは「内閣総理大臣又は都道府県知事」とする。

附則（昭和六〇年七月二九日厚生省・郵政省令第一号）抄

1 この省令は、昭和六十年八月一日から施行する。

附則（昭和六一年三月二九日厚生省令第一七号）抄

（施行期日）  
第一条 この省令は、昭和六十一年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

附則（昭和六三年五月三一日厚生省令第三九号）抄

（施行期日）  
1 この省令は、昭和六十三年七月一日から施行する。

（様式に関する経過措置）

2 第一条、第二条及び第四条の規定の施行の際現にあるこれらの規定による改正前の様式による請求書及び届の用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

（所得の額の計算方法に関する特例）

4 昭和六十三年八月一日前における児童扶養手当法施行規則第一条、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則第一条並びに障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令第二条及び第十五条の規定の適用については、これらの規定中「計算した所得の額」とあるのは「計算した所得の額と昭和六十三年度分の道府県民税（都が地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第一条第二項の規定によつて課する同法第四条第二項第一号に掲げる税を含む。以下同じ。）に係る同法附則第三十三条の四第一項に規定する超短期所有土地等に係る事業所得等の金額とを合算した額」と、「第三号までの規定に該当する」とあるのは「第三号までの規定に該当するとき又は昭和六十三年度分の道府県民税につき地方税法第三十四条第一項第十号の二に規定する控除を受けたとき」とする。

附則（平成元年三月二四日厚生省令第一〇号）抄

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令の施行の際この省令による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙及び板については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

4 この省令による改正後の省令の規定にかかわらず、この省令により改正された規定であつて改正後の様式により記載することが適当でないものについては、当分の間、なお従前の例による。

附則（平成二年七月二〇日厚生省令第四二号）

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 第一条及び第二条の規定の施行の際現にあるこれらの規定による改正前の様式による請求書及び届の用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則（平成五年六月一六日厚生省令第二八号）抄

1 この省令は、平成五年八月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第一条中老齢福祉年金支給規則様式第二号（裏面）の改正規定（「156万4千円」を「158万4千円」に改める部分を除く）、第二条（前号に掲げるものを除く）、第三条、第四条及び附則第三項から第七項までの規定 平成六年四月一日

5 平成六年七月以前の月分の児童扶養手当の受給資格及びその額についての認定の請求について第三条による改正後の児童扶養手当法施行規則様式第一号（裏面）の規定が適用される場合においては、同令様式第一号（裏面）中「

8（26）の欄は、前年（1月から6月までの間に請求する人の場合には、前々年をいいます。）の所得について、都道府県民税の総所得金額、退職所得金額、山林所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、超短期所有土地等に係る事業所得等の金額及び長期・短期譲渡所得金額の合計額を記入してください。」とあるのは、「

8（26）の欄は、前年（1月から6月までの間に請求する人の場合には、前々年をいいます。）の所得について、都道府県民税の総所得金額、退職所得金額、山林所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、超短期所有土地等に係る事業所得等の金額及び長期・短期譲渡所得金額の合計額を記入してください。」とする。

8（26）の欄は、前年（1月から6月までの間に請求する人の場合には、前々年をいいます。）の所得について、都道府県民税の総所得金額、退職所得金額、山林所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、超短期所有土地等に係る事業所得等の金額及び長期・短期譲渡所得金額の合計額を記入してください。」とする。

8（26）の欄は、前年（1月から6月までの間に請求する人の場合には、前々年をいいます。）の所得について、都道府県民税の総所得金額、退職所得金額、山林所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、超短期所有土地等に係る事業所得等の金額及び長期・短期譲渡所得金額の合計額を記入してください。」とする。

8（26）の欄は、前年（1月から6月までの間に請求する人の場合には、前々年をいいます。）の所得について、都道府県民税の総所得金額、退職所得金額、山林所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、超短期所有土地等に係る事業所得等の金額及び長期・短期譲渡所得金額の合計額を記入してください。」とする。

8（26）の欄は、前年（1月から6月までの間に請求する人の場合には、前々年をいいます。）の所得について、都道府県民税の総所得金額、退職所得金額、山林所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、超短期所有土地等に係る事業所得等の金額及び長期・短期譲渡所得金額の合計額を記入してください。」とする。

8（26）の欄は、前年（1月から6月までの間に請求する人の場合には、前々年をいいます。）の所得について、都道府県民税の総所得金額、退職所得金額、山林所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、超短期所有土地等に係る事業所得等の金額及び長期・短期譲渡所得金額の合計額を記入してください。」とする。

8（26）の欄は、前年（1月から6月までの間に請求する人の場合には、前々年をいいます。）の所得について、都道府県民税の総所得金額、退職所得金額、山林所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、超短期所有土地等に係る事業所得等の金額及び長期・短期譲渡所得金額の合計額を記入してください。」とする。

8（26）の欄は、前年（1月から6月までの間に請求する人の場合には、前々年をいいます。）の所得について、都道府県民税の総所得金額、退職所得金額、山林所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、超短期所有土地等に係る事業所得等の金額及び長期・短期譲渡所得金額の合計額を記入してください。」とする。

8（26）の欄は、前年（1月から6月までの間に請求する人の場合には、前々年をいいます。）の所得について、都道府県民税の総所得金額、退職所得金額、山林所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、超短期所有土地等に係る事業所得等の金額及び長期・短期譲渡所得金額の合計額を記入してください。」とする。

8（26）の欄は、前年（1月から6月までの間に請求する人の場合には、前々年をいいます。）の所得について、都道府県民税の総所得金額、退職所得金額、山林所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、超短期所有土地等に係る事業所得等の金額及び長期・短期譲渡所得金額の合計額を記入してください。」とする。

8（26）の欄は、前年（1月から6月までの間に請求する人の場合には、前々年をいいます。）の所得について、都道府県民税の総所得金額、退職所得金額、山林所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、超短期所有土地等に係る事業所得等の金額及び長期・短期譲渡所得金額の合計額を記入してください。」とする。

8（26）の欄は、前年（1月から6月までの間に請求する人の場合には、前々年をいいます。）の所得について、都道府県民税の総所得金額、退職所得金額、山林所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、超短期所有土地等に係る事業所得等の金額及び長期・短期譲渡所得金額の合計額を記入してください。」とする。

8（26）の欄は、前年（1月から6月までの間に請求する人の場合には、前々年をいいます。）の所得について、都道府県民税の総所得金額、退職所得金額、山林所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、超短期所有土地等に係る事業所得等の金額及び長期・短期譲渡所得金額の合計額を記入してください。」とする。

8（26）の欄は、前年（1月から6月までの間に請求する人の場合には、前々年をいいます。）の所得について、都道府県民税の総所得金額、退職所得金額、山林所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、超短期所有土地等に係る事業所得等の金額及び長期・短期譲渡所得金額の合計額を記入してください。」とする。

8（26）の欄は、前年（1月から6月までの間に請求する人の場合には、前々年をいいます。）の所得について、都道府県民税の総所得金額、退職所得金額、山林所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、超短期所有土地等に係る事業所得等の金額及び長期・短期譲渡所得金額の合計額を記入してください。」とする。

8（26）の欄は、前年（1月から6月までの間に請求する人の場合には、前々年をいいます。）の所得について、都道府県民税の総所得金額、退職所得金額、山林所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、超短期所有土地等に係る事業所得等の金額及び長期・短期譲渡所得金額の合計額を記入してください。」とする。

8（26）の欄は、前年（1月から6月までの間に請求する人の場合には、前々年をいいます。）の所得について、都道府県民税の総所得金額、退職所得金額、山林所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、超短期所有土地等に係る事業所得等の金額及び長期・短期譲渡所得金額の合計額を記入してください。」とする。

8（26）の欄は、前年（1月から6月までの間に請求する人の場合には、前々年をいいます。）の所得について、都道府県民税の総所得金額、退職所得金額、山林所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、超短期所有土地等に係る事業所得等の金額及び長期・短期譲渡所得金額の合計額を記入してください。」とする。

8（26）の欄は、前年（1月から6月までの間に請求する人の場合には、前々年をいいます。）の所得について、都道府県民税の総所得金額、退職所得金額、山林所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、超短期所有土地等に係る事業所得等の金額及び長期・短期譲渡所得金額の合計額を記入してください。」とする。

8（26）の欄は、前年（1月から6月までの間に請求する人の場合には、前々年をいいます。）の所得について、都道府県民税の総所得金額、退職所得金額、山林所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、超短期所有土地等に係る事業所得等の金額及び長期・短期譲渡所得金額の合計額を記入してください。」とする。

正規定及び様式第六号（裏面）の改正規定並びに第二条中特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則第一条第六号二（2）の改正規定、様式第一号（裏面）の改正規定中注意の6に係る部分及び様式第六号（裏面）の改正規定は平成七年七月一日から施行する。

2 この省令の施行の際この省令による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成八年七月二六日厚生省令第四六号）抄

1 この省令は、平成八年八月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

4 第三条の規定の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による請求書及び届の用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成九年三月二八日厚生省令第三二号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成九年四月一日から施行する。

（児童扶養手当法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第十一条 この省令の施行の際現にある第十条の規定による改正前の様式による届の用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成九年二月二六日厚生省令第九二号）抄

1 この省令は、平成十年一月一日から施行する。

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成一〇年六月二四日厚生省令第六四号）抄

（施行期日）

1 この省令は、平成十年八月一日から施行する。ただし、児童扶養手当法施行令及び母子及び寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令（平成十年政令第二百二十四号）附則第三項の規定によつてなされる手続に関する改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による請求書及び届の用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成一一年五月二八日厚生省令第六〇号）抄

（施行期日）

1 この省令は、平成十一年七月一日から施行する。

（経過措置）

3 第一条から第四条まで及び第六条の規定の施行の際現にあるこれらの規定による改正前の様式による請求書及び届の用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成一二年一〇月二〇日厚生省令第一二七号）抄

（施行期日）

1 この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附 則（平成一三年七月三一日厚生労働省令第一七七号）抄

1 この省令は、平成十三年八月一日から施行する。

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による請求書及び届の用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成一三年一二月一三日厚生労働省令第二二〇号）抄

（施行期日）

1 この省令は、平成十四年八月一日から施行する。ただし、第一条の改正規定（同条第七号及び第八号に係る部分に限る。）及び第四条の改正規定（同条ホ）を「ニ」に、「同号ニ」を「ハ」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成一四年七月三日厚生労働省令第九一号）抄

（施行期日）

1 この省令は、平成十四年八月一日から施行する。

（児童扶養手当法施行規則の一部改正に関する経過措置）

2 この省令の施行の際現に第一条の規定による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、同条の規定による改正後の様式によるものとみなす。

3 この省令の施行の際現にある旧様式による書類については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成十五年三月三十一日厚生労働省令第六九号）

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

（児童扶養手当法施行規則の一部改正に関する経過措置）

第二条 この省令の施行の際現にこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、同条の規定による改正後の様式によるものとみなす。

第三条 この省令の施行の際現にある旧様式による書類については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成十七年三月二十五日厚生労働省令第四六号）

（施行期日）

1 この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の際現にこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成十七年六月二十九日厚生労働省令第一〇四号）

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成十七年七月二十六日厚生労働省令第一二三号）

（施行期日）

1 この省令は、平成十七年八月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の際現にこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成十八年七月二十八日厚生労働省令第一四四号）

抄

第一条 この省令は、平成十八年八月一日から施行する。

（児童扶養手当法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条 この省令の施行の際現にある第一条の規定による改正前の児童扶養手当法施行規則の様式により使用されている書類は、同条の規定による改正後の児童扶養手当法施行規則の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある第一条の規定による改正前の児童扶養手当法施行規則の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成十九年九月二十五日厚生労働省令第一二二号）

抄

第一条 この省令は、平成十九年十月一日から施行する。

附 則（平成二〇年二月八日厚生労働省令第一二二号）

抄

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（平成二十年五月までの特例）

第二条 この省令の施行の日から平成二十年五月末日までの間に、児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）第十三条の二第一項に規定する期間を満了する受給資格者（同法第六条に規定する受給資格者をいい、母に限る。）については、第三条の三第二項中「五年等満了月の末日まで」とあるのは、「平成二十年六月末日まで」とする。

（経過措置）

第三条 この省令の施行の際現にこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成二二年六月二日厚生労働省令第七六号）

抄

1 この省令は、平成二十二年八月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3 この省令の施行の際現にある旧様式による書類については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成二四年六月六日厚生労働省令第九一号）

抄

(施行期日)  
**第一条** この省令は、平成二十四年八月一日から施行する。ただし、第一条中児童扶養手当法施行規則第一条第六号及び第七号の改正規定、同令第四条の二の改正規定並びに同令第二十六条第三項の改正規定並びに同令様式第一号及び様式第六号の改正規定並びに次条及び附則第五条の規定は、同年七月一日から施行する。

(児童扶養手当法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

**第二条** 平成二十二年以前の年の所得に係る児童扶養手当現況届並びにこれらに添えるべき書類については、なお従前の例による。

**第三条** 第一条の規定による改正後の児童扶養手当法施行規則(以下「新令」という。)第三条の第三項に規定する適用除外事由発生日(以下「適用除外事由発生日」という。)が平成二十四年八月前である受給資格者(児童扶養手当法第六条第一項に規定する受給資格者をいい、養育者を除く。以下同じ。)に係る新令第三条の三及び第二十四条の五の規定並びに様式第五号の三の適用については、なお従前の例による。

**第四条** 新令第三条の第三項の規定により新令第一条に規定する手当の支給機関が受給資格者から児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書の提出を受け、当該受給資格者が児童扶養手当法施行令(昭和三十六年政令第四百五号)第八条各号に掲げる事由に該当するか否かを認定することが困難であると認められる特別の事情がある場合における新令第三条の三及び第二十四条の五の規定並びに様式第五号の三の適用については、適用除外事由発生日が平成二十五年八月前である場合に限り、なお従前の例によることができる。

**第五条** この省令の施行の際現にある第一条の規定による改正前の様式による児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書の用紙並びに附則第一条ただし書に規定する改正規定の施行の際現にある第一条の規定による改正前の様式による児童扶養手当認定請求書及び児童扶養手当現況届の用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則 (平成二十四年七月二十七日厚生労働省令第一〇八号)

(施行期日)

1 この省令は、平成二十四年八月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則 (平成二十五年一月二六日厚生労働省令第一三六号)

この省令は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律の施行の日(平成二十六年一月三日)から施行する。

附則 (平成二十六年九月三〇日厚生労働省令第一一五号) 抄

(施行期日)

1 この省令は、平成二十六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条の規定 平成二十六年十二月一日

(経過措置)

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則 (平成二十七年九月二九日厚生労働省令第一五〇号) 抄

(施行期日)

**第一条** この省令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)の施行の日(平成二十七年十月五日)から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第六条、第八条から第十条まで、第十二条、第十三条、第十五条、第十七条、第十九条から第二十九条まで及び第三十一条から第三十八条までの規定 番号利用法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日(平成二十八年一月一日)

(児童扶養手当法施行規則の一部改正に関する経過措置)

**第五条** この省令の施行の際現に提出されている第十九条の規定による改正前の児童扶養手当法施行規則の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、同条の規定による改正後の児童扶養手当法施行規則の様式によるものとする。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則 (平成二十八年二月二五日厚生労働省令第二五号) 抄

(施行期日)

1 この省令は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)の施行の日(平成二十八年四月一日)から施行する。

附則 (平成二十八年七月二四日厚生労働省令第一二六号)

(施行期日)

1 この省令は、平成二十八年八月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則 (平成二十八年八月一九日厚生労働省令第一四二号) 抄

(施行期日)

**第一条** この省令は、平成二十八年八月二十日から施行する。

附 則 (平成二九年六月三〇日厚生労働省令第六六号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成三十年一月一日から施行する。

附 則 (平成三〇年八月一日厚生労働省令第一〇一号)

(施行期日)

1 この省令は、平成三十年八月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (平成三〇年九月二八日厚生労働省令第二一七号)

(施行期日)

第一条 この省令は、平成三十年十月一日から施行する。ただし、第四条中児童扶養手当法施行規則第三条の五、第四条、様式第一号及び第五号の五の改正規定は、平成三十一年七月一日から、第五条の規定は、平成三十年十一月一日から、それぞれ施行する。

(経過措置)

第二条 児童扶養手当法施行規則第三条の四第一項の規定による届出を平成三十年七月以前にした者であつて、同条第二項の届出(同年八月一日から同月三十一日までの間に提出しなければならないこととされているものに限る。)を提出していないものについては、この省令による改正後の児童扶養手当法施行規則第二十四条の六の規定は適用しない。

第三条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(生活困窮者自立支援法施行規則様式第三号を除く。次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (令和元年五月七日厚生労働省令第一号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令による改正前のそれぞれの省令で定める様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後のそれぞれの省令で定める様式によるものとみなす。

2 旧様式による用紙については、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (令和元年六月二八日厚生労働省令第二二号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、令和元年七月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中児童扶養手当法施行規則様式第六号の改正規定及び第二条の規定 令和元年八月一日

二 略

三 第一条中児童扶養手当法施行規則様式第一号及び様式第三号(裏面)の改正規定 令和元年十月一日

(経過措置)

第二条 平成二十九年以前の年の所得に係る児童扶養手当認定請求書及びこれに添えるべき書類については、なお従前の例による。

第三条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (令和二年七月二七日厚生労働省令第一四一号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、令和二年九月一日から施行する。

附 則 (令和二年十一月一九日厚生労働省令第一八四号)

(施行期日)

第一条 この省令は、令和三年三月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 令和三年二月以前の月分の児童扶養手当の支給に係る児童扶養手当認定請求書、児童扶養手当額改定請求書及び児童扶養手当現況届並びにこれらに添えるべき書類等については、なお従前の例による。

第三条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。



附則（令和二年二月二五日厚生労働省令第二〇八号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則（令和二年二月二八日厚生労働省令第二二二号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、令和三年一月一日から施行する。

（児童扶養手当法施行規則、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則及び障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令の一部改正に伴う経過措置）

第三条 令和元年以前の年の所得に係る児童扶養手当認定請求書、児童扶養手当現況届、児童扶養手当認定請求書、特別児童扶養手当所得状況届、障害児福祉手当認定請求書、障害児福祉手当所得状況届、特別障害者手当認定請求書及び特別障害者手当所得状況届並びにこれらに添えるべき書類については、なお従前の例による。

2 この省令の施行の際現にある第二条から第四条までの規定による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、第二条から第四条までの規定による改正後の様式によるものとみなす。

3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則（令和三年一〇月二二日厚生労働省令第一七五号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第十二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則（令和三年二月二四日厚生労働省令第一九八号）

（施行期日）

1 この省令は、令和四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則（令和四年六月一〇日厚生労働省令第九三号）

この省令は、令和四年十月一日から施行する。

附則（令和四年九月八日厚生労働省令第一二六号）

（施行期日）

第一条 この省令は、令和四年十月一日から施行する。

（様式に関する経過措置）

第二条 この省令の施行の日（次項において「施行日」という。）において現に提出され、又は交付されているこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 施行日において現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則（令和五年三月三一日厚生労働省令第四八号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、令和五年四月一日から施行する。

附則（令和六年三月二九日内閣府令第三六号）

（施行期日）

1 この府令は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この府令の施行の際現にあるこの府令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この府令による改正後の様式によるものとみなす。

3 この府令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表

一 呼吸器系結核

- 二 肺えそ
- 三 肺のうよう
- 四 けい肺（これに類似するじん肺症を含む。）
- 五 じん臓結核
- 六 胃かいよう
- 七 胃がん
- 八 十二指腸かいよう
- 九 内臓下垂症
- 十 動脈りゆう
- 十一 骨又は関節結核
- 十二 骨ずい炎
- 十三 骨又は関節損傷
- 十四 その他認定又は診査に際し必要と認められるもの

様式第一号（第一条関係）

（表 面）

※※ 番号		由 村 町 市 区 町 村 支 付 月 日		※ 町 村 町 市 区 町 村 支 付 月 日		※ 町 村 町 市 区 町 村 支 付 月 日		※ 町 村 町 市 区 町 村 支 付 月 日		あなたと、あなたの配偶者・同居している扶養義務者の所得について	
※ 扶 養 手 当 認 定 請 求 書										④ 平成・令和 年分所得	
① 扶養者が性別										⑤ 氏 名	
② 扶養者の年齢										⑥ 配偶者	
③ 扶養者の職業										⑦ 扶養義務者	
④ 扶養者の所得										⑧ 所得	
⑤ 扶養者の収入										⑨ 所得	
⑥ 扶養者の支出										⑩ 所得	
⑦ 扶養者の貯蓄										⑪ 所得	
⑧ 扶養者の負債										⑫ 所得	
⑨ 扶養者の死亡										⑬ 所得	
⑩ 扶養者の障害										⑭ 所得	
⑪ 扶養者の認知										⑮ 所得	
⑫ 扶養者の遺贈										⑯ 所得	
⑬ 扶養者の相続										⑰ 所得	
⑭ 扶養者の贈与										⑱ 所得	
⑮ 扶養者の退職										⑲ 所得	
⑯ 扶養者の年金										⑳ 所得	
⑰ 扶養者の雑所得										㉑ 所得	
⑱ 扶養者の総合課税										㉒ 所得	
⑲ 扶養者の所得税										㉓ 所得	
⑳ 扶養者の住民税										㉔ 所得	
㉑ 扶養者の健康保険料										㉕ 所得	
㉒ 扶養者の介護保険料										㉖ 所得	
㉓ 扶養者の自動車税										㉗ 所得	
㉔ 扶養者の不動産税										㉘ 所得	
㉕ 扶養者のその他										㉙ 所得	

※裏面の注意をよく読んで記入してください。※、※※の欄は記入する必要がありません。字は楷書でかつきり書いてください。

## (裏 面)

## 注 意

- 1 ①の欄は、住所地の金融機関のうちで支払を受けるのに最も便利な金融機関を選んだら、その名称及び口座番号を記入してください。ただし、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）第3条第1項、第4条第1項及び第5条第2項の規定による登録に係る口座として、公金受取口座を利用する場合は、「公金受取口座を利用します。」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、①の欄に記載する必要はありません。
- 2 ②、③、④及び⑤の欄の「受けることができる」とは、現に受けているとき、申請中であるとき又は申請すれば受けることができる状態にあるときをいいます。
- 3 ⑥及び⑦から⑩までの欄の「公的年金」とは、「遺族年金（遺族基礎年金、遺族厚生年金及び遺族共済年金を含む。）」、「老齢年金（老齢基礎年金、老齢厚生年金及び退職共済年金を含む。）」、「障害年金（障害基礎年金、障害厚生年金及び障害共済年金を含む。）」、「母子年金」、「恩給」等をいいます。また、⑪の欄の「障害基礎年金等」とは、障害基礎年金その他障害を支給事由とする給付（労働者災害補償保険の障害年金、傷病（補償）年金等）をいいます。
- 4 ⑫欄は、児童が児童扶養手当の支給対象となった日以後、あなた（請求者）が当該児童の監護等（あなたが母の場合には監護すること、父の場合には監護し、かつ、生計を同じくすること、養育者の場合には養育すること）を始めた年月日を記入してください。
- 5 ⑬及び⑭の欄は、それぞれの父又は母が同じ場合は「同左」と記入して差し支えありません。
- 6 ⑮の欄は、児童が父若しくは母の死亡により受けることができる「公的年金」若しくは「遺族補償」の受給状況又はあなたが母若しくは養育者である場合であつて児童が父に支給される公的年金の額の加算の対象となつているときには父の「公的年金」の受給状況、あなたが父である場合であつて児童が母に支給される公的年金の額の加算の対象となつているときには母の「公的年金」の受給状況を記入してください。
- 7 ⑯の欄は、あなたが障害基礎年金等を受けることができる場合に記入いただくものです。あなたが受けることができる公的年金のうち児童を有する者に係る加算に係る部分の受給状況を記入してください。
- 8 ⑰の欄は、あなたと生計を同じくしている（又はあなたが養育者である場合にはあなたの生計を維持している）あなたの父母、祖父母、子、孫等の直系血族及び兄弟姉妹があるときに記入してください。
- 9 ⑱の欄は、地方税法に定める同一生計配偶者、扶養親族の合計数を記入してください。  
なお、地方税法に定める同一生計配偶者（70歳以上の者に限る。）、老人扶養親族及び特定扶養親族並びに16歳以上19歳未満の同法に定める控除対象扶養親族があるときは、その人数を次により（ ）内に再掲してください。  
① 請求者については、②に70歳以上の同一生計配偶者及び老人扶養親族の合計数を、③に特定扶養親族の数を、④に16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の数を記入してください。  
② 配偶者及び扶養義務者については、老人扶養親族の数を記入してください。
- 10 ⑲の欄にいう「児童」とは、地方税法に定める扶養親族以外の者（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいいます。）又は障害の状態にある20歳未満の者をいいます。  
また、前年（1月から9月までの間に請求する人の場合には、前々年をいいます。）の12月31日時点において請求者によつて生計を維持していた児童の人数を記入してください。
- 11 ⑳の欄は、前年（1月から9月までの間に請求する人の場合には、前々年をいいます。）の所得について、都道府県民税の総所得金額、退職所得金額、山林所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、長期・短期譲渡所得金額（譲渡所得に係る特別控除を受けた場合は、その額を控除した額）及び先物取引に係る雑所得等の金額の合計額を記入してください。
- 12 ㉑の欄は、請求者が母である場合には、その児童の父から、請求者が父である場合には、その児童の母から、対象児童についての扶養義務を履行するための費用として受け取った金品等の所得の金額を記入するとともに、それぞれ母若しくは父又は児童に支払われた額とその金額の8割に相当する額（1円未満四捨五入）を記入し、合計の欄には、それぞれの金額の8割に相当する額の合計額を記入してください。
- 13 ㉒の欄は、寡婦控除若しくはひとり親控除又は勤労学生控除を受けた場合は、その額を記入してください。なお、請求者が母である場合には、寡婦控除及びひとり親控除の額、請求者が父である場合には、ひとり親控除の額は控除しません。
- 14 この請求書に添えなければならない書類は、次のとおりです。なお、省略できるものがある場合もありますので、市役所、区役所又は町村役場の人に確認してください。  
① あなたと児童の戸籍の謄本又は抄本とこれらの者の属する世帯全員の住民票の写し  
② 請求者が母であり、児童と同居していない場合には、児童を監護していることを明らかにすることができる書類  
③ 請求者が父であり、児童と同居していない場合には、児童を監護し、かつ、これと生計を同じくしていることを明らかにすることができる書類  
④ 請求者が母又は父以外の者である場合には、児童の父及び母の戸籍又は除かれた戸籍の謄本又は抄本と請求者が児童を養育していることを明らかにすることができる書類  
⑤ 児童又は児童の父若しくは母が障害の状態にある場合には、医師又は歯科医師の診断書、次の傷病による場合には、エックス線検査撮影写真  
呼吸器系結核・肺えそ・肺のうよう・けい肺・じん臓結核・胃かいよう・胃がん・十二指腸かいよう・内臓下垂症・動脈りゆう・骨又は関節結核・骨ずい炎・骨又は関節損傷・その他認定又は診査に際し必要と認められるもの  
⑥ 次の場合は、その事実を明らかにすることができる書類  
の父又は母が生死不明の場合、の父又は母が1年以上遺棄している場合、の父又は母がそれぞれ母又は父の申立てにより保護命令を受けた場合、の父又は母が1年以上拘禁されている場合  
⑦ 本年1月2日以後現住所に転入された方は、②から⑤までの欄に記入した事項について、前の住所地の市区町村長の証明書  
⑧ 児童若しくはあなたが公的年金若しくは遺族補償等を受けることができる場合又は児童が公的年金の加算の対象となつている場合には、その給付を行う者の証明書  
⑨ このほかの書類も必要になる場合がありますので、詳しいことは市役所、区役所又は町村役場の人に聞いてください。
- 15 この請求書について分からないことがありましたら、市役所、区役所又は町村役場の人によく聞いてください。

㉓ 虚偽の内容を記載した場合には、手当額の全部又は一部の返還のほか、一定の金額の納付を命ぜられ、また、処罰される場合があります。

様式第二号(一)(第一条関係)

(表 面)  
児 童 扶 養 手 当 障 害 認 定 診 断 書

(視覚障害用)

(ふりがな) 氏 名		生年月日	大正・昭和 平成・令和 年 月 日生( 歳)																																																																											
住 所		住所地の郵便番号 ( ー )																																																																												
① 障害の原因 となった 傷 病 名		② 傷病の発生日	大正・昭和 年 月 日 平成・令和 年 月 日 ・診療録で確認 ・本人の申立て																																																																											
		③ ①のため初めて医師 の診断を受けた日	大正・昭和 年 月 日 平成・令和 年 月 日 ・診療録で確認 ・本人の申立て																																																																											
④ 傷病の原因 又は誘因		・先天性 ・後天性(疾病・不慮災・労災・その他) 初診年月日 (大正・昭和・平成・令和 年 月 日)	⑤ 既往症 及び 既存 障害	⑥ 将来再認定の要  有 ・ 無																																																																										
⑦ 傷病が治った(症状が固定し て治療の効果が期待できない 状態を含む。)かどうか。		傷病が治っている場合 …………… 治つた日 大正・昭和・平成・令和 年 月 確 認 推 定 傷病が治っていない場合 …………… 症状のよくなる見込 有 ・ 無 ・ 不明																																																																												
⑧ 診断書作成医療機関 における初診時所見 初診年月日 (大正・昭和・平成・令和 年 月 日)																																																																														
⑨ 現在までの治療の 内容、期間、経過、 その他参考となる 事項		診療回数	年間 回、月平均 回																																																																											
		手術歴	部 位 左 ・ 右 眼球摘出 ・ その他の手術 手術名( ) 手術年月日 (大正・昭和・平成・令和 年 月 日)																																																																											
⑩ 障 害 の 状 態 (令和 年 月 日現症)																																																																														
(1) 視 力		(3) 所 見																																																																												
<table border="1"> <tr> <td></td> <td>裸 眼</td> <td colspan="3">矯 正 視 力</td> </tr> <tr> <td>右</td> <td>×</td> <td>D</td> <td>cyl</td> <td>D Ax °</td> </tr> <tr> <td>左</td> <td>×</td> <td>D</td> <td>cyl</td> <td>D Ax °</td> </tr> </table>			裸 眼	矯 正 視 力			右	×	D	cyl	D Ax °	左	×	D	cyl	D Ax °	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>右</td> <td>左</td> </tr> <tr> <td>前眼部</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>中間透光体</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>眼底</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>				右	左	前眼部			中間透光体			眼底																																																	
	裸 眼	矯 正 視 力																																																																												
右	×	D	cyl	D Ax °																																																																										
左	×	D	cyl	D Ax °																																																																										
	右	左																																																																												
前眼部																																																																														
中間透光体																																																																														
眼底																																																																														
(2) 視 野																																																																														
<p>・ゴールドマン型視野計を用いた場合は、I/4の視標の視野図のコピー及びI/2の視標の視野図のコピーを添付してください。          なお、どのインプタがI/4の視標やI/2の視標によるものかを明確に区別できるように記載してください。          ・自動視野計を用いた場合は、両眼開放エスターマンテストの検査結果及び10-2プログラムの検査結果がわかるものを添付してください。</p> <p>I ゴールドマン型視野計</p> <p>↑ (ア) 周辺視野の評価(I/4)</p> <p>周辺視野の角度</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>上</td> <td>内上</td> <td>内</td> <td>内下</td> <td>下</td> <td>外下</td> <td>外</td> <td>外上</td> <td>合計</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ど ち ら か に 記 入 し て く だ さ い。</td> <td>右</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>度</td> </tr> <tr> <td>左</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>度</td> </tr> </table> <p>(イ) 中心視野の評価(I/2)</p> <p>中心視野の角度</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>上</td> <td>内上</td> <td>内</td> <td>内下</td> <td>下</td> <td>外下</td> <td>外</td> <td>外上</td> <td>合計</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ど ち ら か に 記 入 し て く だ さ い。</td> <td>右</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>a</td> <td>度</td> </tr> <tr> <td>左</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>b</td> <td>度</td> </tr> </table> <p>(aとbのうち大きい方) (aとbのうち小さい方)</p> <p>両眼中心視野 角度(I/2) ( ) × 3 + ( ) / 4 = ( ) 度</p> <p>II 自動視野計</p> <p>(ア) 周辺視野の評価</p> <p>両眼開放エスターマンテスト 両眼開放視認点数 ( ) 点</p> <p>(イ) 中心視野の評価(10-2プログラム)</p> <table border="1"> <tr> <td>右</td> <td>c</td> <td>点(≥26dB)</td> <td>(cとdのうち大きい方)</td> <td>(cとdのうち小さい方)</td> </tr> <tr> <td>左</td> <td>d</td> <td>点(≥26dB)</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>両眼中心視野 視認点数(I/2) ( ) × 3 + ( ) / 4 = ( ) 点</p>						上	内上	内	内下	下	外下	外	外上	合計		ど ち ら か に 記 入 し て く だ さ い。	右									度	左									度		上	内上	内	内下	下	外下	外	外上	合計		ど ち ら か に 記 入 し て く だ さ い。	右								a	度	左								b	度	右	c	点(≥26dB)	(cとdのうち大きい方)	(cとdのうち小さい方)	左	d	点(≥26dB)		
	上	内上	内	内下	下	外下	外	外上	合計																																																																					
ど ち ら か に 記 入 し て く だ さ い。	右									度																																																																				
	左									度																																																																				
	上	内上	内	内下	下	外下	外	外上	合計																																																																					
ど ち ら か に 記 入 し て く だ さ い。	右								a	度																																																																				
	左								b	度																																																																				
右	c	点(≥26dB)	(cとdのうち大きい方)	(cとdのうち小さい方)																																																																										
左	d	点(≥26dB)																																																																												
⑪ 現 症 時 の 日 常 生 活 活 動 能 力 (必ず記入してください。)																																																																														
⑫ 予 後 (必ず記入してください。)																																																																														

## (裏 面)

⑬ 備 考	(本人の状態について特記すべきことがあれば記入してください(例えば、視力や視野についての検査を補完し、障害の状態を客観的に証明できる他覚的所見等(網膜電位、視覚誘発電位等))。)
----------	---

本人の障害の程度及び状態に無関係な欄には記入する必要はありません。(無関係な欄は、斜線により抹消してください。)  
上記のとおり、診断します。 令和 年 月 日

病院又は診療所の名称  
所 在 地

診療担当科名  
医 師 氏 名

## 注 意

- 1 この診断書は、児童扶養手当の受給資格と手当の額を認定するための資料の一つです。  
この診断書は、児童の父又は母の障害の状態を証明するときにも、また児童の障害の状態を証明するときにも使用されますが、いずれの場合にも、記入事項に不明の点がありますと認定がおおくなることがありますので、くわしく記入して下さい。
- 2 ○・×で答えられる欄は、該当するものを○で囲んでください。記入しきれない場合は、別に紙片を貼り付けて記入してください。
- 3 ③の欄は、この診断書を作成するための診断日ではなく、障害者が障害の原因となった傷病について初めて医師の診断を受けた日を記入してください。前に他の医師が診断している場合は、障害者本人又はその父母等の申立てによって記入してください。  
また、それが不明な場合には、その旨を記入してください。
- 4 ⑨の欄の「診療回数」は、現症日前1年間における診療回数を記入してください。(なお、入院日数1日は、診療回数1回として計算してください。)
- 5 ⑩の欄は、次のことに留意して記入してください。
  - (1) 「(1)視力」の測定結果は、過去3ヶ月間において複数回の測定を行っている場合は、それぞれ記入してください。
  - (2) 「(1)視力」の「矯正視力」の欄は、最良視力が得られる矯正レンズによって得られた視力を記入してください。  
なお、眼内レンズ挿入眼は裸眼と同様に扱い、屈折異常がある場合は適正に矯正した視力を測定してください。
  - (3) 視野は、ゴールドマン型視野計又は自動視野計を用いて測定してください。  
ゴールドマン型視野計を用いる場合、周辺視野の測定にはⅠ/4の視標を用い、中心視野の測定にはⅠ/2の視標を用いてください。自動視野計を用いる場合、両眼開放視認点数は視標サイズⅢによる両眼開放エスターマンテストで測定し、両眼中心視野視認点数は視標サイズⅢによる10-2プログラムで測定してください。
  - (4) 「(2)Ⅰ(ア)」の「周辺視野の角度」は、Ⅰ/4の視標を用いて左右眼ごとに8方向の視野の角度(Ⅰ/4の視標が視認できない部分を除いて算出)を該当する方向の欄に記入し、8方向の角度を合算した数値を「合計」の欄に記入してください。
  - (5) 「(2)Ⅰ(イ)」の「中心視野の角度」は、Ⅰ/2の視標を用いて左右眼ごとに8方向の視野の角度(Ⅰ/2の視標が視認できない部分を除いて算出)を該当する方向の欄に記入し、8方向の角度を合算した数値を「合計」の欄に記入してください。

様式第二号(二)(第一条関係)

(表 面)

児童扶養手当障害認定診断書		聴力・平衡機能 障害用 <small>そしやく 咀嚼機能・音声言語機能</small>	
① 氏名 (ふりがな)		② 生年月日	大正昭和 平成 令和 年 月 日
③ 住所		④ 障害の原因となつた傷病名	
⑤ 傷病の原因又は誘因	先天性 後天性 <small>疾病・不慮災・労災・戦 傷災・その他</small>	⑥ 傷病発生日	年 月 日
⑦ ④のためはじめて医師又は歯科医師の診断を受けた日	年 月 日	⑧ 将来再認定の要	有 ・ 無
⑨ 聴力障害			
現 症 ( 機 能 障 害 診 断)	聴力損失又は聴力レベル		
	聴力損失(旧規格)	左	デシベル
		右	デシベル
	聴力レベル(新規格)	左	デシベル
		右	デシベル
最良語音明瞭度			

オーディオグラム



左		%
右		%
使用したオーディオメータの型式		
⑩ 平 衡 機 能 障 害		
所 見		
⑪ <sup>そしやく</sup> 咀 嚼 機 能 障 害		⑫ 音 声 言 語 機 能 障 害
所 見		所 見
⑬ 備 考		
上記のとおり診断します。		
病院又は診療所の名称 所 在 地		令和 年 月 日
診療担当科名		医師又は歯科医師名

◎ 裏面の注意をよく読んでから記入して下さい。診断書をもらおうとする人の障害の程度及び状態の認定に無関係な欄には記入する必要がありません。

◎ 字は楷書ではつきりと書いて下さい。

## (裏 面)

## 注意

- 1 この診断書は、児童扶養手当の受給資格と手当の額を認定するための資料の一つです。この診断書は、児童の父又は母の障害の状態を証明するときにも、また児童の障害の状態を証明するときにも使用されますが、いずれの場合にも、記入事項に不明の点があると認定がおそくなる場合がありますので、くわしく記入して下さい。
- 2 ○・×で答えられる欄は、該当するものを○でかこんで下さい。記入しきれない場合は、別に紙片をはりつけてそれに記入して下さい。
- 3 ⑦の欄は、この診断書を作成するための診断日でなく、本人が障害の原因となつた傷病についてはじめて医師又は歯科医師の診断を受けた日を記入して下さい。前に他の医師又は歯科医師が診断している場合は、本人の申立てによつて記入して下さい。また、それが不明の場合には、その旨を記入して下さい。
- 4 ⑨の欄のデシベル値は、話声域すなわち、振動数500、1,000、2,000周波数の音の聴力損失デシベル又は聴力レベルデシベルの平均値をとることにより、算定して下さい。すなわち、その各々をa、b、cとすれば $a+2b+c/4$ となります。
- 5 昭和57年8月14日改正前のJIS規格又はこれに準ずる標準オーディオメータで測定した場合のデシベル値は(9)の聴力損失(旧規格)の欄に記入し、同日改正後のJIS規格又はこれに準ずる標準オーディオメータで測定した場合のデシベル値は(9)の聴力レベル(新規格)の欄に記入してください。なお、オーディオメータによる測定値が聴力レベルで表される場合には、製品に必ず聴力レベルであることの表示が行われているので確認してください。
- 6 最良語音明瞭度の検査は、オーディオロジー学会で定めた方法によつて下さい。  
なお、この検査は、語音明瞭度障害が問題となり、特に本人から依頼された場合にのみ測定して下さい。
- 7 平衡機能で脳性によるものは(例 脳性麻痺)、肢体不自由として取り扱われますので、診断書の用紙は肢体不自由用を使用して下さい。
- 8 口頭による諸検査結果と他覚所見とが一致しないような場合は、備考欄になるべくくわしく診断結果を附加記入して下さい。

様式第二号(三)(第一条関係)

(表 面)

児童扶養手当障害認定診断書(肢体不自由)																							
〔ふりがな〕																							
① 氏名													② 生年月日	大正昭和平成令和							年	月	日
③ 住所													④ 障害の原因となつた傷病名										
⑤ 傷病の原因又は誘因	先天性	疾病・不慮災・労災・戦傷災・その他										⑥ 傷病発生年月日	年 月 日										
⑦ ④のためはじめて医師の診断を受けた日	年 月 日												⑧ 将来再認定の要							有・無			
現 症 ( 機 能 障 害)	⑨ 切 離 断	部 位	母指	示指	中指	薬指	小指		手関節	前腕	肘関節	上腕	肩関節	リスフラン関節	ショペー関節	足関節	下腿	膝関節	大腿	股関節			
		末節以下	左					左															
		中節以下	左					右															
		基節以下	左					断端の痛み 有・無 すぐ上の関節の異常 有・無(あれば⑩、⑪、⑫に記入)															
			右																				
⑩ 麻痺			⑪ 体幹・四肢関節運動筋力				⑫ 体幹・四肢関節運動範囲																

外観	弛直性不随意運動性 失強しんせん性	部位	運動の種類	程度			強直肢位	自動肢位	他動肢位	
				正常又は、 はや減	半減	著減又は消 失				
起因部位	脳脊髄性 末梢神経性 (筋性) その他	首	前屈							
			後屈							
		体幹	捻転	左 右				左 右		
			前屈							
種類及びその程度	知覚麻痺 知覚脱失・鈍麻 異常 運動麻痺 (程度は①、②、③に記入)	骨盤	後屈							
			ひきあげ	左 右						
		肩甲骨	ひきあげ	左 右						
			内転	左 右						
種類及びその程度	知覚麻痺 知覚脱失・鈍麻 異常 運動麻痺 (程度は①、②、③に記入)	肩関節	外転	左 右						
			前挙	左 右				左 右		
		肘関節	外挙	左 右				左 右		
			屈曲	左 右				左 右		
種類及びその程度	知覚麻痺 知覚脱失・鈍麻 異常 運動麻痺 (程度は①、②、③に記入)	肘関節	伸展	左 右				左 右		
			伸展	左 右				左 右		

反   射	上肢	左	前腕	回内	左			左			
		右			右			右			
	下肢	左	手関節	背屈	左			左			
		右			右			右			
	バビンスキー 反射その他病 的反射	左	肢関節	掌屈	左			左			
		右			右			右			
	排尿・排便障害 有・無			肢関節	屈曲	左			左		
						右			右		
					内転	左			左		
						右			右		
	外転	左			左						
		右			右						
褥創又はその瘻痕 有・無			膝関節	屈曲	左			左			
					右			右			
			伸展	左			左				
				右			右				
			足関節	背屈	左			左			
					右			右			
底屈	左			左							
	右			右							

⑬ 指運動筋力及び自動肢位(障害があるときのみ)	左	母指	示指	中指	薬指	小指		
	右							
⑭ 四肢長	左	上肢長	下肢長	⑮ 四肢圍	上腕圍	前腕圍	大腿圍	下腿圍
		cm	cm		cm	cm	cm	cm
	右	上肢長	下肢長	上腕圍	前腕圍	大腿圍	下腿圍	
		cm	cm	cm	cm	cm	cm	





㊸ 備 考	
上記のとおり診断します。	
病院又は診療所の名称 所 在 地	令和 年 月 日
診療担当科名	医師氏名

- ㊸ 裏面の注意をよく読んでから記入して下さい。診断書をもらおうとする人の障害の程度及び状態の認定に無関係な欄には記入する必要がありません。
- ㊸ 字は楷書ではっきりと書いて下さい。

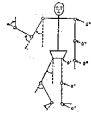
## 〔裏 面〕

## 注意

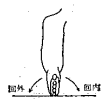
- 1 この診断書は、児童扶養手当の受給資格と手当の額を認定するための資料の一つです。この診断書は、児童の父又は母の障害の状態を証明するときにも、また児童の障害の状態を証明するときにも使用されますが、いずれの場合にも、記入事項に不明の点がありますと認定がおおくなる場合がありますので、くわしく記入して下さい。
- 2 ○・×で答えられる欄は、該当するものを○でかこんで下さい。記入しきれない場合は、別に紙片をはりつけて記入して下さい。
- 3 ⑦の欄は、この診断書を作成するための診断日ではなく、本人が障害の原因となつた傷病についてはじめて医師の診断を受けた日を記入して下さい。前に他の医師が診断している場合は、本人の申立てによつて記入して下さい。また、それが不明の場合には、その旨を記入して下さい。
- 4 ⑨の欄の有効切断肢長0センチメートルの切断は、そのすぐ上位の関節での離断とみなして下さい。
- 5 ⑩の欄の起因部位が心因性のもと思われる場合は、「その他」の所にマークして下さい。
- 6 ⑪の欄の筋力の程度をあらわすのに「正常」、「やや減」、「半減」、「著減」、「消失」、の言葉を用いていますが、その具体的な「程度」は次のとおりです。  
 正常……検者が手で加える十分な抵抗を排して自動可能な場合  
 やや減……検者が手をおいた程度の抵抗を排して自動可能な場合  
 半減……検者の加える抵抗には抗し得ないが、自分の体部分の重さに抗して自動可能な場合  
 著減……自分の体部分の重さに抗し得ないが、それを排するような肢位では自動可能な場合  
 消失……いかなる肢位でも関節の自動が不能な場合
- 7 ⑫の欄の体幹、四肢関節の運動範囲は、関節角度計を使用して下さい。四肢の角度の測り方は、日本整形外科学会及び日本リハビリテーション医学会で定めた方法によつて下さい。  
 例  
 イ 自然起立姿勢で四肢がとる位置は、次のような角度になります。  
 肩関節0°、肘関節0°、前腕0°（母指が前方にむく位置）、手関節0°、股関節0°、膝関節0°、足関節0°（図A参照）。  
 ロ 四肢の運動角度は、図A、Bの→の角度を記入して下さい。  
 ハ 首、体幹の運動角度は、図C、D、Eの→の角度を記入して下さい。  
 なお、自然起立位で、体幹がとる位置は、すべて0°とします。

- 8 ⑬の欄の指の運動角度は、各関節とも伸展位を $0^{\circ}$ とし、指の背面がなす角度で測って下さい。角度の記入は、基本肢位を $0^{\circ}$ とする股、肩のそれに準じて図F、Gのように伸展角度を外側に、屈曲角度を内側に記入して下さい。筋力はその程度を関節ごとに、たとえば、(半減)、強直の場合は(強直 $00^{\circ}$ )というように記入して下さい。
- 9 ⑭の欄の上肢長は、肩峯尖端より橈骨茎状突起尖端まで、下肢長は腸骨前上棘より内踝尖端までの距離を測って下さい。
- 10 ⑮の欄の上腕囲、前腕囲、大腿囲はその中央部周囲計、下腿囲はその最大周囲計を測って下さい。
- 11 ⑯の欄では起床より就寝まで装着使用する場合は、「常時」、その間、ある時にははずす場合は、「ときどき」として下さい。
- 12 ⑰の欄の日常生活動作については、補助用具を使用しないで、ひとりのできる場合には可能とみなして○で、ひとりでも、うまくできない場合、通常の人が行う4～5倍以上の時間を要する場合は△でかこんで下さい。まったくできない場合は×にして下さい。

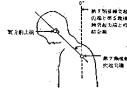
A(基本肢位と角度測定の方法)



B(前腕回内・回外)



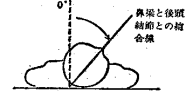
C(首前屈・後屈)



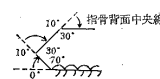
E(体幹前屈・後屈)



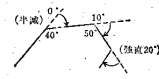
D(首捻転)



F(母指屈伸)



G(他4指屈伸)



様式第二号(四)(第一条関係)

(表 面)

児童扶養手当障害認定診断書(呼吸器結核用)			
① (ふりがな) 氏 名			② 生年月日 大正昭和 平成 令和 年 月 日
③ 住 所			④ 障害の原因とな った傷病名 主要疾病 合併症
⑤ 傷病の原因又は 誘因			⑥ 傷 病 発 生 年 月 日 年 月 日
⑦ ④のためはじめ て医師の診断を 受けた日	年 月 日	⑧ 将 来 再 認 定 の 要	有 ・ 無
⑨ 既往症及び既存 障害			
初診から現在までの 臨床的経過	⑩ 自覚症状	発熱・盗汗・食欲不振・瘦削・胸痛・疲労・倦怠・咳嗽・喀痰・咯血又は血痰・その他( )・なし	
	⑪ 理学的所見		
	⑫ 赤 沈 値	1時間値 mm 2時間値 mm( 年 月 日検査)	
	⑬ 検 痰 成 績	塗抹+・-(ガフキー 号)培養+・-(コロニー 個) ( 年 月 日 ) 検 査	
	⑭ 症状の経過		
⑮ 現在までの 治療状況			⑯ 初診時レントゲン所見   年 月 日撮影 (所見)
⑰ 喀痰中菌検 索の推移			
			⑱ レントゲン所見

⑮ 胸部理学的所見											年 月 日	
⑯ その他の所見												
⑰ 症状の概要	栄養状態 (良・中・不良)	盗汗(有・無)			食欲 (良・中・不良)			体温 (平熱・微熱・中等熱・高熱・弛張熱)				
	咳嗽(多・少・無)	咯痰(多・少・無)			腹痛(有・無)			便通 (普通・便秘・下痢) (1日平均回)				
	排尿痛(有・無)	尿意頻数(有・無)			嘔声(有・無)			咽頭痛(有・無)				
	骨関節機能障害(有・無)	骨関節変形(有・無)			その他( )							
⑱ 検痰成績	塗抹+・-(ガフキー号)				⑳ 赤沈値		1時間値 mm		⑳ 安静度		度	
㉒ 計測	身長	cm	体重	kg	胸囲	cm	術の側機肩能関障	前方挙上	後方挙上	側方挙上	内転	外転
	胸囲充盈差	cm	脈搏		体温	℃	自動的	度	度	度	度	度
	体温日差		呼吸		肺活量	C.C.	他動的	度	度	度	度	度
㉓ 予後												
㉔ 備考												
上記のとおり診断します。											令和 年 月 日	
病院又は診療所の名称 所在地							診療担当科名		医師氏名			

◎ 裏面の注意をよく読んでから記入して下さい。診断書をもらおうとする人の障害の程度及び状態の認定に無関係な欄には記入する必要がありません。

◎ 字は楷書ではっきりと書いて下さい。

## (裏 面)

## 注意

- 1 この診断書は、児童扶養手当の受給資格と手当の額を認定するための資料の一つです。この診断書は、児童の父又は母の障害の状態を証明するときにも、また児童の障害の状態を証明するときにも使用されますが、いずれの場合にも、記入事項に不明の点がありますと認定がおそくなることがありますので、くわしく記入して下さい。
- 2 ○・×で答えられる欄は、該当するものを○でかこんで下さい。記入しきれない場合は、別に紙片をはりつけてそれに記入して下さい。
- 3 ⑦の欄は、この診断書を作成するための診断日でなく、本人が障害の原因となった傷病についてはじめて医師の診断を受けた日を記入して下さい。前に他の医師が診断している場合は、本人の申立てによつて記入して下さい。また、それが不明の場合には、その旨を記入して下さい。
- 4 ⑫の欄には、初診日以後現在までに行なつた療法について、その種類及び実施時期を順を追つて記入して下さい。
- 5 ⑬の欄には、検査年月日とともに、陽転又は陰転の経過を順を追つて記入して下さい。
- 6 ⑭の欄には、初診日又は初診日に極めて近い日に撮影したエックス線写真を図示し、簡単に所見を記入して下さい。
- 7 ⑯の欄には、添附されたエックス線写真についてその所見を記入して下さい。
- 8 ㉑の欄には、「結核の治療指針」(厚生省)の安静度を記入して下さい。
- 9 ㉒の欄「術側肩関節の機能障害」欄には、胸廓成形術等により機能障害がある場合に記入して下さい。

様式第二号(五)(第一条関係)

(表 面)

児童扶養手当障害認定診断書 (呼吸器系結核以外の結核症・ 心肺機能障害及び高血圧症用)							
① (ふりがな) 氏 名				② 生年月日	大正 昭和 平成 年 月 日 令和		
③ 住 所				④ 障害の原因 となつた 傷 病 名	主要疾病 合併病		
⑤ 傷病の原因 又は誘因				⑥ 傷病発生 年 月 日	年 月 日		
⑦ ④のためはじめて医 師の診断を受けた日	年 月 日			⑧ 将来再認定 の要	有 ・ 無		
⑨ 既往症及び 既存障害							
初診から現在 までの臨床的 経過	⑩ 初診時所見						
	⑪ 症状の経過						
	⑫ 現在までの 治療状況						
現 症	⑬ 症状の概要			⑮ レントゲン所見			
	⑭ 現 在 の 主 要 所 見			令和 年 月 日撮影 (所見)			
	⑯ 計 測 及 び 検 査 所 見	身 長	cm	体 重	kg	胸 囲	cm
		体 温	℃	脈 搏		呼 吸	
		肺 活 量	cc	動脈血酸 素飽和度		血 圧	
		尿 検 査 所 見	比重( )蛋白-・±・+( c/00)沈渣所見( )				
		腎 機 能 検 査 所 見	PSP	血中残余窒素量		mg/dl	
		眼 底	その他の腎機能検査所見				
		心 電 図 所 見					
		そ の 他 の 検 査 所 見					
⑰ 予 後							
⑱ 備 考							
上記のとおり診断します。 令和 年 月 日							
病院又は診療所の名称 所 在 地 診療担当科名 医師氏名							

◎ 裏面の注意をよく読んでから記入して下さい。診断書をもらおうとする人の障害の程度及び状態の認定に無関係な欄には記入する必要がありません。

◎ 字は楷書ではつきりと書いて下さい。



## 裏 面

## 注意

- 1 この診断書は、児童扶養手当の受給資格と手当の額を認定するための資料の一つです。この診断書は、児童の父又は母の障害の状態を証明するときにも、また児童の障害の状態を証明するときにも使用されますが、いずれの場合にも、記入事項に不明の点がありますと認定がおそくなることがありますので、くわしく記入して下さい。
- 2 ○・×で答えられる欄は、該当するものを○でかこんで下さい。記入しきれない場合は、別に紙片をはりつけてそれに記入して下さい。
- 3 ⑦の欄は、この診断書を作成するための診断日でなく、本人が障害の原因となつた傷病についてはじめて医師の診断を受けた日を記入して下さい。前に他の医師が診断している場合は、本人の申立てによつて記入して下さい。また、それが不明な場合には、その旨を記入して下さい。
- 4 ⑫の欄には、人工透析療法を実施している場合は、この透析回数を記入して下さい。
- 5 ⑮の欄には、添附されたエックス線写真についてその所見を記入して下さい。
- 6 ⑯の欄には、循環機能、腎機能、眼底所見等の所見を得るに必要な検査を行ない、その結果を記入して下さい。ただし、人工透析療法を実施している者の腎機能検査成績は、当該療法実施前の成績により記入して下さい。PSP(フェノール・スルホンフタレイン試験)欄には、色素初発時間並びに1時間及び2時間色素排泄量(%)を記入して下さい。心電図所見欄には、誘導の種類(肢誘導、胸部誘導)及びその所見を記入して下さい。

様式第二号(六)(第一条関係)

(表 面)

児童扶養手当障害認定診断書(精神及び脳疾患用)			
① (ふりがな)氏名		② 生年月日	大正 昭和 平成 年 月 日 令和
③ 住所		④ 障害の原因となつた傷病名	主な精神障害( ) 合併精神障害( ) 合併身体障害( )
⑤ 傷病発生年月	主な精神障害 年 月 合併精神障害 年 月 合併身体障害 年 月	⑥ ④のためはじめて医師の診断を受けた日	年 月 日
⑦ 入院年月日	年 月 日	⑧ 将来再認定の要	有・無
既往歴及び 現病歴及び	⑨ 生活歴及び発病前状況等		
	⑩ 現病歴		
	⑪ 現在まで受けた特殊療法等	1 特殊薬物療法 2 インシュリン療法 3 痙攣療法 4 持続睡眠療法 5 熱療法 6 駆梅療法 7 精神療法 8 作業療法 9 その他( )	
現在の 状態 像	⑫ 抑うつ状態	1 思考・運動制止 2 刺激性・興奮 3 憂うつ気分 4 その他( )	
	⑬ そう状態	1 行為心迫 2 多弁 3 感情昂揚・刺激性 4 その他( )	
	⑭ 幻覚妄想状態	1 幻覚 2 妄想 3 その他の思考障害( )	
	⑮ 精神運動興奮及び昏迷の状態	1 興奮 2 昏迷 3 拒絶 4 その他( )	
	⑯ 意識障害	1 せん妄 2 錯乱 3 もうろう 4 痙攣 5 精神(運動)発作 6 不機嫌 7 その他( )	
	⑰ 知的障害及び器質的欠陥状態	1 重度知的障害 2 中度知的障害 3 軽度知的障害 4 認知症	
	⑱ 統合失調症等欠陥状態	1 自閉 2 感情の鈍麻冷却 3 無為 4 その他( )	
⑲ その他			
⑳ 問題行動	1 殺人 2 傷害 3 暴行 4 脅迫 5 自殺企図 6 自傷 7 破衣 8 不潔 9 放火 10 弄火 11 器物破損 12 窃盗 13 盗癖 14 ぶじよく 15 強盗 16 恐かつ 17 無銭飲食 18 無賃乗車等 19 はいかい 20 家宅侵入 21 性的異常 22 風俗犯的行動 23 無断離院 24 その他( )		
㉑ 身体症状	1 失禁 2 麻痺(全・片) 3 言語障害 4 瞳孔異常 5 梅毒反応(血液・脊髄液) 6 錘体外路障害 7 その他( )		
精神科 特殊看 護及び 指導	㉒ 要注意必要度		
	㉓ 日常生活の介助指導・必要度		
㉔ 医学的総合判定			
㉕ 備考			
上記のとおり診断します。		令和 年 月 日	
病院又は診療所の名称 所在地		診療担当科名 医師氏名	

◎ 裏面の注意をよく読んでから記入して下さい。診断書をもらおうとする人の障害の程度及び状態の認定に無関係な欄には記入する必要がありません。

◎ 字は楷書ではつきりと書いて下さい。

## (裏 面)

## 注意

- 1 この診断書は、児童扶養手当の受給資格と手当の額を認定するための資料の一つです。この診断書は、児童の父又は母の障害の状態を証明するときにも、また児童の障害の状態を証明するときにも使用されますが、いずれの場合にも、記入事項に不明の点がありますと認定がおそくなることがありますので、くわしく記入して下さい。
- 2 ○・×で答えられる欄は、該当するものを○でかこんで下さい。記入しきれない場合は、別に紙片をはりつけてそれに記入して下さい。
- 3 本診断書作成に当たっては、相手が患者本人であることを確認して下さい。
- 4 ⑥の欄は、この診断書を作成するための診断日ではなく、本人が障害の原因となつた傷病についてはじめて医師の診断をうけた日を記入して下さい。前に他の医師が診断している場合は、保護者の申立てによつて記入して下さい。また、それが不明の場合には、その旨を記入して下さい。
- 5 ⑦の欄は、現に入院中の者について入院年月日を記入して下さい。なお、既往の入院で判明している場合は、(10)現病歴の欄中に記入して下さい。
- 6 ((22))の欄は、注意を要する発作性症状等につき、その有無、程度及び頻度に応じて、「常に嚴重な注意」、「随時一応の注意」、「殆んど不要」の3段階に分けて記入して下さい。
- 7 ((23))の欄は、必要に応じて「極めて手数のかかる介助」、「比較的簡単な介助と指導」、「生活指導を要する」、「指導の要がない」の4段階に分けて記入して下さい。
- 8 ((24))の欄は、⑨から((23))までの欄に記載された事項を総合的に判定して、障害の状態を詳細に記入して下さい。特に、「要入院医療」と判定された障害者については、その理由を記入して下さい。

様式第三号(第一条関係)

(表 面)

※※ 第 号		※市区町村 平成 年 月 日		④ 財産の種類	被災前の財産の概要とその価格	損害の程度とその金額	
※経 由 町 村 名		※町 村 平成 年 月 日 再 提 出 第 号					
児童扶養手当被災状況書							
① 提出者	氏 名	証 書 番 号		被 災 状 況	宅地		
	住 所						
② 被災者	氏 名	提 出 者 との 続 柄		⑤ 保険金 又は損害 賠償金の 受給状況	受けた 種 類 ( )	金額	円
	被災当時の住所又は居所	職 業					
③ 災害	災 害 の 種 類	上記のとおり、被災状況を申し立てます。 平成 年 月 日 氏 名 都道府県知事(福祉事務所長) } 殿 市 町 村 長(福祉事務所長) }					
	被 災 年 月 日						
④ 被災状況	財産の種類	被災前の財産の概要とその価格		損害の程度とその金額			
	住宅						
	家財						
	田畑						
				※ 審 査	上記のとおり、相違ありません。 平成 年 月 日 町村長		

◎ 裏面の注意をよく読んでから記入して下さい。※、※※の欄は記入する必要がありません。

◎ 字は楷書ではっきりと書いて下さい。

印

(裏面)

注意

- 1 ①の欄の「証書番号」は、児童扶養手当証書の交付を受けていない人は記入する必要はありません。
- 2 ②の欄の「被災者」とは、手当を受けることができる人、その配偶者又は扶養義務者(父母、祖父母、子、孫、兄弟姉妹など)で震災、風水害、火災などの災害により、住宅、家財その他の財産(自分の所有するもののほか、所得税法に定める同一生計配偶者又は扶養親族の所有する財産を含みます。)について、その価格のおおむね2分の1以上の損害を受けた人をいいます。
- 3 ③の欄の「災害の種類」は、震災、水害、火災などの別のほか〇〇台風などのように、なるべくくわしく記入して下さい。
- 4 ④の欄の記入については、次の事柄に留意して下さい。
  - (1) 被災前の財産の概要とその価格  
財産は、被災者又はその同一生計配偶者若しくは扶養親族の名義のものでなければなりません。また、財産は住宅、家財又は主たる生計のために使用している田畑、宅地、住宅でない建物その他の財産のうち、最も被害の大きかったものについてのみ記入すれば十分です。住宅について被害を受けたときは、当然家財に被害を受けますが、その場合には住宅についてのみ記入すればよく、その住宅が被災者又はその同一生計配偶者若しくは扶養親族の名義のものでないときは、家財について記入して下さい。
    - イ 「住宅」については、その規模、構造、延面積、価格等を記入して下さい。(例木造平家建60平方メートル約50万円)
    - ロ 「家財」については、家財の主な種類、名称、価格の総額等を記入するとともに、あわせて、住宅の規模、構造、延面積などを記入して下さい。
    - ハ 「田畑」については、田、畑別及びその総面積、価格等を記入して下さい。
    - ニ 「宅地」については、その総面積、価格等を記入して下さい。
    - ホ 「住宅でない建物」については、店舗、工場、倉庫、納屋などの名称ごとの規模、構造、延面積、価格等を記入して下さい。
    - ヘ 「その他の財産」については、機械、器具、荷車、漁船、牛馬、水車等事業用の資産などの種類、名称、数量、価格等を記入して下さい。
  - (2) 損害の程度とその価格
    - イ 損害の程度は、「住宅」及び「住宅でない建物」については、流失、全壊、半壊、土砂流入、軒下浸水、床上〇〇メートル浸水、全焼、半焼、一部焼失等のように記入して下さい。
      - 「家財」については、その家財の存した住宅の被害の状況を記入して下さい。
      - 「田畑」及び「宅地」については、流出、冠水、〇〇センチメートル土砂(泥土、砂礫)堆積等の別及びその被害面積を記入して下さい。
      - 「その他の財産」については、財産の種類に応じて具体的に記入して下さい。
    - ロ 損害の金額は、時価〇〇万円のように記入して下さい。
- 5 この被災状況書についてわからないところがありましたら、市役所、区役所又は町村役場の人によく聞いて下さい。

様式第四号(第二条関係)

(表 面)

※※ 第 号				④ 児 童 の 氏 名		
※ 経 由 町 村 名		※ 市 区 町 村 令 和 年 月 日 受 付 年 月 日		⑤ 個 人 番 号		
※ 町 村 令 和 年 月 日 提 出 第 号		※ 町 村 令 和 年 月 日 再 提 出 第 号		⑥ 生 年 月 日	平成 令和 年 月 日生	平成 令和 年 月 日生
				⑦ 請 求 者 と の 続 柄		
				⑧ 請 求 者 と の 同 居 ・ 別 居 の 別	同 居 ・ 別 居	同 居 ・ 別 居
				⑨ 監 護 等 を 始 め た 年 月 日	平成 令和 年 月 日	平成 令和 年 月 日
				⑩ 障 害 の 状 態 の 有 無	あ る ・ な い	あ る ・ な い
				⑪ 父 又 は 母 の 状 況	イロハニホヘトチリヌルヲワカヨ	イロハニホヘトチリヌルヲワカヨ
① (ふりがな)氏名		② 証 書 番 号 第 号		⑫ 父 の 氏 名 ・ 生 年 月 日	( 年 月 日生)	( 年 月 日生)
				⑬ 母 の 氏 名 ・ 生 年 月 日	( 年 月 日生)	( 年 月 日生)
③ 住 所				⑭ 父 の 死 亡 の 年 月 日	業 務 上 ・ 業 務 外	業 務 上 ・ 業 務 外
				⑮ 母 の 死 亡 の 年 月 日	業 務 上 ・ 業 務 外	業 務 上 ・ 業 務 外
				⑯ 父 の 死 亡 の 原 因		
				⑰ 母 の 死 亡 の 原 因		
				⑱ 父 の 死 亡 時 又 は 直 近 の 死 亡 時 の 所 在 地		
				⑲ 母 の 死 亡 時 又 は 直 近 の 死 亡 時 の 所 在 地		
関係書類を添えて、児童扶養手当の額の改定について請求します。				⑳ 児 童 が 父 若 し く は 母 の 死 亡 に よ り 受 け る こ と が で き る 公 的 年 金 ・ 遺 族 補 償 の 受 給 状 況 又 は 児 童 が 加 算 の 対 象 と な っ て い る 父 若 し く は 母 の 公 的 年 金 の 受 給 状 況	受 け る こ と が で き る 種 類 ( ) 基 礎 年 金 番 号 ・ 年 金 コー ド	受 け る こ と が で き る 種 類 ( ) 基 礎 年 金 番 号 ・ 年 金 コー ド
令和 年 月 日				㉑ 請 求 者 が 受 け る こ と が で き る 公 的 年 金 (児 童 を 有 す る 者 に 係 る 加 算 に 係 る 部 分 に 限 る。) の 受 給 状 況	支 給 停 止 ( ) 受 け る こ と が で き な い 年 額 ( 円 )	支 給 停 止 ( ) 受 け る こ と が で き な い 年 額 ( 円 )
都 道 府 県 知 事 (福 祉 事 務 所 長 )		氏 名		㉒ 身 体 障 害 者 手 帳 の 番 号 及 び 障 害 等 級		
市 町 村 長 (福 祉 事 務 所 長 )		殿		㉓ 父 又 は 母 が 公 的 年 金 の 種 類 ・ 障 害 等 級 又 は 母 の 職 業 又 は 勤 務 先 名		
※※ 改 定 却 下 令 和 年 月 日		※※ 証 書 作 成 令 和 年 月 日		備 考		
		改 訂 第 号				

◎ 裏面の注意をよく読んでから記入してください。※、※※の欄は記入する必要がありません。  
 ◎ 字は楷書ではっきり書いてください。

## (裏 面)

## 注意

- 1 ㉔及び㉕の欄の「受けることができる」とは、現に受けているとき、申請中であるとき又は申請すれば受けることができる状態にあるときをいいます。
- 2 ㉔から㉕までの欄は、新たに手当の支給の対象となる児童について記入してください。
- 3 ㉔の欄の「監護等」とは、請求者が母である場合には監護すること、請求者が父である場合には監護し、かつ、生計を同じくすること、請求者が養育者である場合には養育することをいいます。
- 4 ㉕の欄は、児童の状況について、次に掲げる場合のうち該当する文字を○で囲んでください。
 

イ 父母が婚姻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。)を解消した。 ロ 父が死亡した。 ニ 父の生死が明らかでない。 ヘ 父が母の申立てにより保護命令を受けた。 チ 母が死亡した。 ス 母の生死が明らかでない。 ヲ 母が父の申立てにより保護命令を受けた。 カ 婚姻によらないで生れた児童である。	ハ 父が障害の状態にある。 ホ 父が児童を引き続き1年以上遺棄している。 ト 父が法令により引き続き1年以上拘禁されている。 リ 母が障害の状態にある。 ル 母が児童を引き続き1年以上遺棄している。 ワ 母が法令により引き続き1年以上拘禁されている。 ヨ 棄児などで父母がいるかいないかが明らかでない。
--	---
- 5 ㉔から㉕までの欄は、それぞれの児童の父又は母が同じ場合は「同左」と記入して差し支えありません。
- 6 ㉔及び㉕の欄の「公的年金」とは、「遺族年金(遺族基礎年金、遺族厚生年金及び遺族共済年金を含む。))」、「老齢年金(老齢基礎年金、老齢厚生年金及び退職共済年金を含む。))」、「障害年金(障害基礎年金、障害厚生年金及び障害共済年金を含む。))」、「母子年金」、「恩給」等をいいます。また、㉕の欄の「障害基礎年金等」とは、障害基礎年金その他障害を支給事由とする給付(労働者災害補償保険の障害(補償)年金、傷病(補償)年金等)をいいます。
- 7 ㉔の欄は、新たに手当の支給の対象となる児童が、父若しくは母の死亡により受けることができる「公的年金」若しくは「遺族補償」の受給状況又は請求者が母若しくは養育者である場合であつて児童が父に支給される公的年金の額の加算の対象となつているときには父の「公的年金」の受給状況、請求者が父である場合であつて児童が母に支給される公的年金の額の加算の対象となつているときには母の「公的年金」の受給状況を記入してください。
- 8 ㉕の欄は、請求者が障害基礎年金等を受けることができる場合に記入いただくものです。請求者が受けることができる公的年金のうち新たに手当の支給の対象となる児童を有する者に係る加算に係る部分の受給状況を記入してください。
- 9 この請求書に添えなければならない書類は、次のとおりです。
 

なお、書類については省略できるものがある場合もありますので、市役所、区役所又は町村役場の人に確認してください。

イ 新たに手当の支給の対象となる児童の戸籍の抄本とその児童の属する世帯の全員の住民票の写し ロ 請求者が母である場合で、新たに手当の支給の対象となる児童と同居しないことを監護しているときは、その事実を明らかにすることができる書類 ハ 請求者が父である場合で、新たに手当の支給の対象となる児童と同居しないことを監護し、かつ、これと生計を同じくしているときは、その事実を明らかにすることができる書類 ニ 請求者が母又は父以外の者である場合は、新たに手当の支給の対象となる児童の父及び母の戸籍又は除かれた戸籍の謄本又は抄本と請求者がその児童を養育していることを明らかにすることができる書類 ホ 新たに手当の支給の対象となる児童又はその父若しくは母が障害の状態にある場合には医師又は歯科医師の診断書、次の傷病によるときにはエックス線直接撮影写真 呼吸器系結核・肺えそ・肺のうよう・けい肺・じん臓結核・胃かいよう・胃がん・十二指腸かいよう・内臓下垂症・動脈りゆう・骨又は関節結核・骨ずい炎・骨又は関節損傷・その他認定又は診査に際し必要と認められるもの ヘ 次の場合は、その事実を明らかにすることができる書類 (イ) 新たに手当の支給の対象となる児童の父又は母の生死が明らかでない場合 (ロ) 新たに手当の支給の対象となる児童の父又は母が引き続き1年以上その児童を遺棄している場合 (ハ) 新たに手当の支給の対象となる児童の父又は母がそれぞれ母又は父の申立てにより保護命令を受けた場合 (ニ) 新たに手当の支給の対象となる児童の父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている場合 ト 児童若しくは請求者が公的年金若しくは遺族補償を受けることができる場合又は児童が加算の対象となつている場合には、その給付を行う者の証明書	10 手当の全部又は一部が支給停止となつている方で、新たに手当の支給の対象となる児童が児童扶養手当法第9条の児童(父と母が、死亡したこと、生死不明であること、法令により引き続き1年以上拘禁されていること又は明らかでないこといずれかに該当する児童をいう。)である方は、併せて児童扶養手当支給停止関係届を出してください。 11 この請求書は、市役所、区役所又は町村役場に出してください。この請求書について分からないことがありましたら、市役所、区役所又は町村役場の人によく聞いてください。
--	--

様式第五号(第三条関係)

(表 面)

※※第 号			
※経 由 町 村 名		※市 区 町 村 令和 年 月 日 受付年月日	
※町 村 令和 年 月 日 提 出 第 号		※町 村 令和 年 月 日 再 提 出 第 号	
<u>児童扶養手当額改定届</u>			
(ふりがな) 氏 名	.....	証 書 番 号	第 号
住 所			
対象児童でなくなった 児童の氏名生年月日	対象児童でなくなった 理由	理 由 の 発 生 し た 年 月 日	
(平成 年 月 日生) 令和	イロハニホヘトチリヌ ルヲ	令和 年 月 日	
(平成 年 月 日生) 令和	イロハニホヘトチリヌ ルヲ	令和 年 月 日	
(平成 年 月 日生) 令和	イロハニホヘトチリヌ ルヲ	令和 年 月 日	
上記のとおり、児童扶養手当の額の改定について届け出ます。			
令和 年 月 日			
氏 名			
都道府県知事(福祉事務所長) } 市 町 村 長(福祉事務所長) }		殿	
※※ 証書作成 令和 年 月 日		※※ 改定通知 令和 年 月 日 第 号	

◎ 裏面の注意をよく読んでから記入して下さい。※、※※の欄には記入する必要がありません。

◎ 字は楷書ではっきりと書いて下さい。



## (裏 面)

## 注 意

- 1 「対象児童でなくなった理由」の欄は、次のイからヲまでのいずれか該当するものを○で囲んでください。
  - イ 手当の支給を受けている人が児童の母であつて、その母に監護されなくなった。
  - ロ 手当の支給を受けている人が児童の父(母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。)であつて、その父に監護されなくなり、又はこれと生計を同じくしなくなった。
  - ハ 手当の支給を受けている人が児童の母又は父以外の人であつて、その人に養育(同居、監護、生計維持)されなくなった。
  - ニ 死亡した。
  - ホ 日本国内に住所がなくなった。
  - ヘ 児童が18歳に達した日の属する年度が終了した。
  - ト 18歳に達した日の属する年度が終了した児童であつて児童扶養手当法施行令(以下「令」という。)別表第1に定める程度の障害の状態にあつたものが20歳に達したか、又は同表に定める程度の障害の状態でなくなった。
  - チ 母の監護を受けていた場合又は養育者の養育を受けていた場合において、父と生計を同じくするようになった。
  - リ 父の監護を受け、かつ、これと生計を同じくしていた場合において、母と生計を同じくするようになった。
  - ヌ 母の婚姻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。)等により、母の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)に養育されるようになった。
  - ル 父の婚姻等により、父の配偶者に養育されるようになった。
  - ヲ 次の(イ)から(チ)までのいずれにも該当しなくなった。
    - (イ) 父母が婚姻を解消した児童
    - (ロ) 父又は母が死亡した児童
    - (ハ) 父又は母が令別表第2に定める程度の障害の状態にある児童
    - (ニ) 父又は母の生死が明らかでない児童
    - (ホ) 父又は母が引き続き1年以上遺棄している児童
    - (ヘ) 父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
    - (ト) 母が婚姻によらないで懐胎した児童
    - (チ) (ト)に該当するかどうか明らかでない児童
- 2 児童扶養手当法(以下「法」という。)第9条の児童(父と母が、死亡したこと、生死不明であること、法令により引き続き1年以上拘禁されていること又は明らかでないことの内いずれかに該当する児童をいう。以下同じ。)が対象児童でなくなり、他の対象児童の中に法第9条の児童がいない場合には、併せて児童扶養手当支給停止関係届が必要となる場合がありますので、詳しくは、市役所、区役所又は町村役場の人によく聞いてください。
- 3 全ての対象児童が1のイからヲまでのいずれかに該当するようになったときは、手当を受ける資格がなくなりますので、児童扶養手当資格喪失届を出してください。

様式第五号の二(第三条の二関係)

※※第	号	(表 面)			
※経	由	※市区町村		令和	年 月 日
町	村 名	受付年月日			
※町	村	令和	年 月 日	※町	村
提	出	第	号	再 提 出	令和
				第	年 月 日
				号	
児童扶養手当支給停止関係 {発生 消滅 変更} 届					
(ふりがな)				証 書 番 号	第 号
氏 名					
住 所					
① 支給停止事由発生(変更) 令和 年 月 日					
イ 所得の高い扶養義務者に扶養されるようになった。					
ロ 所得の高い人と婚姻した。					
ハ 法第9条の児童(孤児等)の養育者がその児童と養子縁組をした。					
ニ 法第9条の児童(孤児等)の養育者がその児童を養育しなくなった。					
ホ 法第9条の児童(孤児等)が死亡した。					
へ 養育している児童のすべてが法第9条の児童(孤児等)に該当しなくなった。					
ト その他( )					
② 支給停止事由消滅(変更) 令和 年 月 日					
イ 所得の高い扶養義務者に扶養されなくなった。					
ロ 所得の高い扶養義務者が死亡した。					
ハ 所得の高い配偶者と婚姻を解消した。					
ニ 所得の高い配偶者が死亡した。					
ホ 法第9条の児童(孤児等)を養育するようになった。					
へ 養育している児童が法第9条の児童(孤児等)に該当するようになった。					
ト その他( )					
扶養義務者又は 配偶者の氏名 及び個人番号	(氏名)		扶養義務者又は 配偶者の氏名 及び個人番号	(氏名)	
	(個人番号)			(個人番号)	
上記のとおり、児童扶養手当支給停止 {発生 消滅 変更} について届け出ます。					
令和 年 月 日				氏 名	
都道府県知事(福祉事務所長)				殿	
市 町 村 長(福祉事務所長)					
※※ 通知 令和 年 月 日					
備 考					

◎ 裏面の注意をよく読んでから記入して下さい。

◎ ※、※※の欄には記入する必要がありません。

◎ 字は楷書ではつきりと書いて下さい。

## (裏 面)

## 注意

- 1 ①の欄について
  - (1) 手当が一部支給停止となっている方が全部支給停止となる場合にも、この欄に記入してください。この場合には「(変更)」を○で囲んで下さい。
  - (2) イの「扶養義務者に扶養されるようになった」とは、受給者が父又は母の場合には、父又は母と民法第877条第1項に定める扶養義務者(以下単に「扶養義務者」という。)とが生計を同じくするようになった場合を指し、受給者が養育者の場合には、養育者が扶養義務者に生計維持されるようになった場合を指します。
  - (3) ハからヘまでの「法第9条の児童」とは、父と母が、死亡したこと、生死不明であること、法令により引き続き1年以上拘禁されていること又は明らかでないことのいずれかに該当する児童をいいます。
  - (4) ヘの「該当しなくなった」とは
    - 1) 児童があなた以外の人の養子となった
    - 2) 生死不明の父又は母が生存していることがわかった
    - 3) 父又は母の拘禁が終了した
    - 4) 児童の父又は母が明らかになったなどの場合をいいます。
  - (5) 監護している児童、監護し、かつ、生計を同じくしている児童又は養育している児童の数が減った場合(いなくなった場合を除きます。)には、併せて児童扶養手当額改定届を出してください。
  - (6) 監護している児童、監護し、かつ、生計を同じくしている児童又は養育している児童がいなくなるなど資格がなくなる場合には、児童扶養手当資格喪失届を出してください。
- 2 ②の欄について
  - (1) 手当が全部支給停止となっている方が一部支給停止となる場合にも、この欄に記入してください。この場合には「(変更)」を○で囲んでください。
  - (2) 監護している児童、監護し、かつ、生計を同じくしている児童又は養育している児童の数が増えた場合には、併せて児童扶養手当額改定請求書を出してください。
- 3 この届けに添えなければならない書類は、次のとおりです。なお、省略できるものがある場合もありますので、市役所、区役所又は町村役場の人に確認してください。
  - (1) ①の欄のイ又は②の欄のイ若しくはロに該当する方は、あなたと扶養義務者の続柄が明らかになる書類、扶養義務者の前年又は前々年の所得が明らかになる書類及び扶養されるようになった(又は扶養されなくなったか扶養義務者が死亡した)ことが明らかになる書類
  - (2) ①の欄のロ又は②の欄のハ若しくはニに該当する方は、配偶者と婚姻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。)した(又は婚姻を解消したか配偶者が死亡した)ことが明らかになる戸籍の謄本又は抄本などの書類、配偶者の前年又は前々年の所得が明らかになる書類及び世帯の全員の住民票の写し
  - (3) ①の欄のハに該当する方は、養子縁組をしたことが明らかになる戸籍の謄本又は抄本
  - (4) ①の欄のニ又は②の欄のホに該当する方は、養育しなくなった(又は養育するようになった)ことが明らかになる書類と世帯の全員の住民票の写し
  - (5) ①の欄のホに該当する方は、死亡を証する書類
  - (6) ①の欄のヘ若しくはト又は②の欄のヘ若しくはトに該当する方は、その事実が明らかになる書類
- 4 この届けについて分からないことがありましたら、市役所、区役所又は町村役場の人によく聞いてください。

様式第五号の三(第三条の三関係)

※※第 号	(表 面)		
※経 由 町 村 名	※市区町村 受付年月日	令和 年 月 日	
※町 村 令和 年 月 日 提 出 第 号	※町 村 再 提 出	令和 年 月 日 第 号	
<u>公的年金給付等受給届</u>			
(ふりがな) 氏 名	証 書 番 号	第 号	
住 所			
① 公的年金給付等受給事由発生 令和 年 月 日			
イ 児童が父又は母の死亡について支給される公的年金給付を受けることができるようになった。			
ロ 児童が父又は母に支給される公的年金給付の額の加算の対象になった。			
ハ 児童が父又は母の死亡について遺族補償等を受けることができるようになった。			
ニ 受給資格者が公的年金給付を受けることができるようになった。			
ホ 受給資格者が遺族補償等を受けることができるようになった。			
② 公的年金給付等受給事由消滅 令和 年 月 日			
イ 児童が父又は母の死亡について支給される公的年金給付を受けることができなくなった。			
ロ 児童が父又は母に支給される公的年金給付の額の加算の対象でなくなった。			
ハ 児童が父又は母の死亡について遺族補償等を受けることができなくなった。又は、受けることができるようになってから6年を経過した。			
ニ 受給資格者が公的年金給付を受けることができなくなった。			
ホ 受給資格者が遺族補償等を受けることができなくなった。又は、受けることができるようになってから6年を経過した。			
③ 公的年金給付等受給額変更 令和 年 月 日			
イ 児童が受け取ることができる父又は母の死亡について支給される公的年金給付の額が変更になった。			
ロ 児童が対象となっている父又は母に支給される公的年金給付の額の加算額が変更になった。			
ハ 児童が受けることができる父又は母の死亡について遺族補償等の額が変更になった。			
ニ 受給資格者が受けることができる公的年金給付の額が変更になった。			
ホ 受給資格者が受けることができる遺族補償等の額が変更になった。			
上記のとおり、公的年金給付等の受給状況について届け出ます。			
令和 年 月 日			
		氏 名	
都道府県知事(福祉事務所長)		} 殿	
市 町 村 長(福祉事務所長)			
※※ 通知	令和 年 月 日		
備 考			

- ◎ 裏面の注意をよく読んでから記入して下さい。
- ◎ ※、※※の欄には記入する必要がありません。
- ◎ 字は楷書ではっきりと書いて下さい。

## (裏 面)

## 注 意

## 1 ①②③の欄について

- (1) それぞれイからホまでのうち該当する記号を全て○で囲んでください。
- (2) 公的年金給付等を受けることができるときは、現に受給している場合のみでなく、申請をすれば受けることができる場合を含みます。
- (3) ロは、受給資格者が母の場合は父について、受給資格者が父の場合は母についての状況を回答してください。

## 2 この届けには、「公的年金給付等の支給を行う者の証明書」を添えてください。証明書は、原則として、申請を行う日からおおむね1か月以内に発行(証明)されたものである必要があります。

なお、公的年金給付等の関係書類(年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書等)の写しにより、その受給状況が確認できるときは、当該書類をもって証明書に代えることができます。

年金事務所等において証明書等の発行に相当の期間を要するなどの理由で当該書類の提出が困難である場合は、その旨を記載した申立書の提出等をもって受付が可能な場合がありますので、市役所、区役所又は町村役場にご相談ください。

## 3 この届けについて分からないことがありましたら、市役所、区役所又は町村役場の人によく聞いてください。

様式第五号の四(第三条の四関係)

(表 面)

※※第	号		
※経 由 町 村 名	※市区町村 受付年月日 令和 年 月 日		
※町 村 令和 年 月 日 号 提 出 第	※町 村 令和 年 月 日 号 再 提 出 第		
<u>児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書</u>			
(ふりがな) 氏 名	証書番号	第 号	
住 所			
次の(1)から(4)までの中から該当する児童扶養手当の一部支給停止適用除外事由を○で囲み、その事実を明らかにできる書類を添えてください。			
(1) 就業していること又は求職活動等の自立を図るための活動をしている。			
(2) 障害の状態にある。			
(3) 疾病、負傷又は要介護状態にあることその他これに類する事由( )により就業することが困難である。			
(4) 監護する児童又は親族が障害の状態にあること又は疾病、負傷若しくは要介護状態にあることその他これに類する事由( )により、これらの者の介護を行う必要があり就業等が困難である。			
上記のとおり、児童扶養手当一部支給停止適用除外事由について届け出ます。			
令和 年 月 日			
氏 名			
都道府県知事(福祉事務所長) 殿 市 町 村 長(福祉事務所長)			
※※ 通 知	令和 年 月 日	第	号
備 考			

- ◎ 裏面の注意をよく読んでから記入して下さい。
- ◎ ※、※※の欄には記入する必要がありません。
- ◎ 字は楷書ではっきりと書いてください。

## (裏 面)

## 注 意

- 1 この届出書は、手当の支給開始月の初日から起算して5年又は手当の支給要件に該当する日の属する月の初日から起算して7年を経過した日(児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第6条第1項の規定により認定の請求をした日において3歳未満の児童を監護する受給資格者にあつては当該児童が3歳に達した日の属する月の翌月の初日から起算して5年を経過した日)の属する月の翌月以降において、手当の一部支給停止適用除外を受けようとするときに、その年の8月1日(一部支給停止適用除外を受けようとする月(以下「適用除外事由発生月」という。))が8月から10月までのいずれかの月であるときはそれぞれその3月前の月の初日、1月から7月までのいずれかの月であるときはその前年の8月1日)から適用除外事由発生月の末日(適用除外事由発生月が8月であるときは、9月30日)までの間に出してください。なお、その年の8月(適用除外事由発生月が1月から7月までのいずれかの月であるときは、その前年の8月)に、児童扶養手当現況届と併せて出すことができます。また、手当の一部支給停止適用除外事由に該当する間は、毎年8月1日から同月31日までの間に出してください。
- 2 この届出書に添えなければならない書類は、次のとおりです。
  - (1) 就業していること又は求職活動等の自立を図るための活動をしている場合は、以下イからホまでのいずれかの書類
    - イ 雇用されていることを証明することができる書類の写し又は受給資格者が事業主であること若しくは在宅就業等を行っていることを明らかにできる書類
    - ロ 公共職業安定所、母子家庭就業支援事業及び父子家庭就業支援事業を実施する機関又は職業紹介事業者において就職に関する相談等を受けたことを明らかにできる書類
    - ハ 求人者に面接したことその他の就業するための活動を行っていることを明らかにできる書類
    - ニ 公共職業能力開発施設、専修学校等に在学していることその他の職業能力の開発及び向上を図っていることを明らかにできる書類
    - ホ 都道府県知事、市長(特別区の区長を含む。)、福祉事務所を管理する町村長が行う就業に関する相談、情報の提供、助言又は支援を受け、就業し、求職活動をし、又はその他の自立を図るための活動を行ったことを明らかにできる書類
  - (2) 児童扶養手当法施行令(昭和36年政令第405号)別表第一に掲げる障害の状態にある場合は、以下の書類
    - イ 児童扶養手当法施行令別表第一に掲げる障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書
    - ロ エックス線直接撮影写真(呼吸器系結核、肺えそ、肺のうよう、けい肺(これに類似するじん肺症を含みます。)、じん臓結核、胃かいよう、胃がん、十二指腸かいよう、内臓下垂症、動脈りゆう、骨又は間接結核、骨ずい炎、骨又は間接損傷、その他の傷病に係る障害である場合に限る。)
  - (3) 疾病、負傷又は要介護状態にあることその他これに類する事由により就業することが困難である場合は、以下の書類
    - イ 医師又は歯科医師の診断書その他の疾病、負傷又は要介護状態にあることにより受給資格者が就業することが困難であることを明らかにできる書類
  - (4) 監護する児童又は受給資格者の親族が障害の状態にあること又は疾病、負傷若しくは要介護状態にあることその他これに類する事由により受給資格者がこれらの者の介護を行う必要があり就業等が困難である場合は、以下イ及びロの書類
    - イ 医師又は歯科医師の診断書その他の監護する児童又は受給資格者の親族が障害の状態にあること又は疾病、負傷若しくは要介護状態にあることにより介護が必要であることを明らかにできる書類
    - ロ 当該監護する児童又は受給資格者の親族を受給資格者が介護する必要があることにより就業等が困難であることを明らかにできる書類
- 3 表面の(3)及び(4)の「その他これに類する事由」に該当する場合は( )内を記入してください。
- 4 この届出書は、市役所、区役所又は町村役場に出してください。この届出書について分からないことがありましたら、市役所、区役所又は町村役場の人によく聞いてください。

様式第五号の五(第三条の五関係)

(表 面)

※※整理番号 第 号		※市区町村 令和 . . .		※町村提出 令和 . . . 第 号		※町村再提出 令和 . . . 第 号		
児童扶養手当所得状況届								
①証書番号	第 号	②氏名	③住所					
あなたと、あなたの配偶者・同居している扶養義務者の所得について								
④ 平成・令和 年分所得		⑤ 請求者		⑥ 配偶者		⑦ 扶養義務者		
氏 名		人 人		人 人		人 人		
⑧ 同一生計配偶者及び扶養親族の合計数(うち老人扶養親族の数(請求者については、④70歳以上の同一生計配偶者及び老人扶養親族の合計数⑨特定扶養親族の数⑩16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の数))		( ) 人		( ) 人		( ) 人		
⑨ ⑧以外で前年の12月31日において請求者によって生計を維持していた児童		人						
所得額	⑩児童扶養手当法施行令第4条第1項による所得の額	円	※円	円	※円	円	※円	
	⑪児童扶養手当法施行令第3条に定める金品等の額	円	円	円	円	円	円	
	母又は父に対し支払われた額	円	円	円	円	円	円	
	母又は父に対し支払われた額の8割相当額 A	円	円	円	円	円	円	
	児童に対し支払われた額	円	円	円	円	円	円	
	児童に対し支払われた額の8割相当額 B	円	円	円	円	円	円	
合計 A+B		円	円	円	円	円	円	
控除	⑫障害者控除	障 人 円	障 人 円	障 人 円	障 人 円	障 人 円	障 人 円	
	⑬寡婦控除・寡婦控除特別加算(請求者が母の場合は控除しない。)、寡夫控除(請求者が父の場合は控除しない。)、勤労学生控除等	寡・寡特・勤・みなし(寡・寡特)	寡・寡特・勤・みなし(寡・寡特)	寡・寡特・勤・みなし(寡・寡特)	寡・寡特・勤・みなし(寡・寡特)	寡・寡特・勤・みなし(寡・寡特)	寡・寡特・勤・みなし(寡・寡特)	寡・寡特・勤・みなし(寡・寡特)
	⑭雑損控除	円	円	円	円	円	円	
	⑮医療費控除	円	円	円	円	円	円	
	⑯小規模企業共済等掛金控除	円	円	円	円	円	円	
	⑰配偶者特別控除	円	円	円	円	円	円	
⑱地方税法附則第6条第1項による免除(肉用牛の売却による事業所得)	円	円	円	円	円	円		
児童扶養手当法施行令第4条第1項による控除		円	円	円	円	円	円	
⑲控除後の所得額		円	円	円	円	円	円	
所得制限限度額	全部支給	円	円	円	円	円	円	
	一部支給	円	円	円	円	円	円	
上記のとおり、所得状況を届け出ます。 令和 年 月 日 都道府県知事(福祉事務所長) } 殿 市町村長(福祉事務所長) } 氏 名								
※審査	支給停止の状況	前年度			今年度			
		支給 ・ 一部停止 ・ 全部停止			支給 ・ 一部停止 ・ 全部停止			
	本年又は前年の被災の有無	有 ( ) ・ 無 令和 . . .		その他の事項				
上記のとおり、相違ありません。 令和 年 月 日 町 村 長								

◎ 裏面の注意をよく読んでから記入してください。※、※※の欄は記入する必要はありません。字は楷書ではつきりと書いてください。



## (裏 面)

## 注意

- 1 この届けは、請求をした日からその年の10月31日までの間に出してください。この期間中に提出がない場合には、手当の支払が差し止められることがあります。
  - 2 ①の欄の「証書番号」は、児童扶養手当証書の交付を受けていない人は記入する必要はありません。
  - 3 ⑦の欄は、あなたと生計を同じくしている(又はあなたが養育者である場合にはあなたの生計を維持している)あなたの父母、祖父母、子、孫等の直系血族と兄弟姉妹があるときに記入してください。
  - 4 ⑧の欄は、地方税法に定める同一生計配偶者、扶養親族の合計数を記入してください。  
なお、地方税法に定める同一生計配偶者(70歳以上の者に限る。)、老人扶養親族及び特定扶養親族並びに16歳以上19歳未満の同法に定める控除対象扶養親族があるときは、その人数を次により( )内に再掲してください。
    - (1) 請求者については、④に70歳以上の同一生計配偶者及び老人扶養親族の合計数を、㊦に特定扶養親族の数を、㊧に16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の数を記入してください。
    - (2) 配偶者及び扶養義務者については、老人扶養親族の数を記入してください。
  - 5 ⑨の欄にいう「児童」とは、地方税法に定める扶養親族以外の者(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいいます。)又は障害の状態にある20歳未満の者をいいます。
  - 6 ⑩の欄は、前年の所得について、都道府県民税の総所得金額、退職所得金額、山林所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、長期・短期譲渡所得金額(譲渡所得に係る特別控除を受けた場合は、その額を控除した額)及び先物取引に係る雑所得等の金額の合計額を記入してください。
  - 7 ⑪の欄は、請求者が母である場合には、その児童の父から、請求者が父である場合には、その児童の母から、対象児童についての扶養義務を履行するための費用として受け取った金品等の所得の金額を記入するとともに、それぞれ母若しくは父又は児童に支払われた額とその金額の8割に相当する額(1円未満四捨五入)を記入し、合計の欄には、それぞれの金額の8割に相当する額の合計額を記入してください。
  - 8 ⑬の欄は、寡婦控除若しくはひとり親控除又は勤労学生控除を受けた場合は、その額を記入してください。なお、請求者が母である場合には、寡婦控除及びひとり親控除の額、請求者が父である場合には、ひとり親控除の額は控除しません。
  - 9 この届けに添えなければならない書類が必要になる場合がありますので、詳しいことは市役所、区役所又は町村役場の人に聞いてください。
  - 10 この届けについて分からないことがありましたら、市役所、区役所又は町村役場の人によく聞いてください。
- ◎ 虚偽の内容を記載した場合には、手当額の全部又は一部の返還のほか、一定の金額の納付を命ぜられ、また、処罰される場合があります。





添付書類（なお、省略できるものがある場合もありますので、市役所、区役所又は町村役場の人に確認してください。）

- 1 本年の1月2日以降現住所に転入された方は、②から④までの欄に記入した事項について、前の住所地の市区町村長の証明書を添えて出してください。
- 2 あなたと対象児童の属する世帯の全員の住民票の写しを添えて出してください。
- 3 あなたが対象児童と同居していない母のときは、当該児童を監護していることを明らかにすることができる書類を添えて出してください。
- 4 あなたが対象児童と同居していない父のときは、当該児童を監護し、かつ、これと生計を同じくしていることを明らかにすることができる書類を添えて出してください。
- 5 あなたが養育者のときは、あなたが対象児童を養育していることを明らかにすることができる書類を添えて出してください。
- 6 あなたが児童扶養手当第9条の児童（父と母が、死亡したこと、生死不明であること、法令により引き続き1年以上拘禁されていること又は明らかでないことのいずれかに該当する児童をいう。）の養育者であるときは、次の書類を添えて出してください。
  - イ 父又は母が死亡しているときは、当該父又は母の戸籍の謄本若しくは抄本又は除かれた戸籍の謄本若しくは抄本（ただし既にその書類を出しているときは必要ありません。）
  - ロ 父又は母の生死が明らかでないときは、その事実を明らかにすることができる書類
  - ハ 父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されているときは、その事実を明らかにすることができる書類
  - ニ 父又は母が明らかでないときは、当該児童の戸籍の謄本又は抄本
- 7 ④の欄の「受給理由」にニ、ホ、ト、ヌ、ル又はワと記入した方は、その事実を明らかにすることができる書類を添えて出してください。
- 8 ④の欄の「受給理由」にヨと記入した方は、対象児童の戸籍の謄本又は抄本を添えて出してください。
- 9 このほかの書類も必要になる場合がありますので、詳しいことは市役所、区役所又は町村役場の人に聞いてください。

様式第八号(第十条関係)

※※第 号		(表 面)	
※経 由 町 村 名		※市 区 町 村 受 付 年 月 日	
令和 年 月 日		令和 年 月 日	
※町 村 提 出 第 号		※町 村 再 提 出 第 号	
<u>児童扶養手当証書亡失届</u>			
① (ふりがな) 氏 名		② 証書番号	第 号
③ 住 所			
④ 証 書 を 失 っ た 日	令和 年 月 日		
⑤ 証書を失った ときの事情			
<p>上記のとおり、児童扶養手当証書を失ったので届け出ます。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">氏名</p> <p>都道府県知事(福祉事務所長) } 市 町 村 長(福祉事務所長) } 殿</p>			
※※証書作成		令和 年 月 日	

◎ 裏面の注意をよく読んでから記入して下さい。※、※※の欄は記入する必要がありません。

◎ 字は楷書ではっきり書いて下さい。

(裏 面)

注意

- 1 証書の番号がわからないときは、市役所、区役所又は町村役場で聞いてください。
- 2 証書を失ったときは、すぐ、この届書を作成し、住所地の市役所、区役所又は町村役場に提出してください。

様式第九号(第十一条関係)

※※第 号		(表 面)			
※経 由 町 村 名		※市 区 町 村 受 付 年 月 日 令 和 年 月 日			
※町 村 令 和 年 月 日 提 出 第 号		※町 村 令 和 年 月 日 再 提 出 第 号			
<u>児童扶養手当資格喪失届</u>					
(ふりがな) 氏 名			証 書 番 号	第 号	
住 所					
受給資格が なくなつた 理 由	イ ホ リ ワ	ロ へ ヌ	ハ ト ル	ニ チ ヲ	
理由が発生 した 日	令 和 年 月 日				
<p>上記のとおり、児童扶養手当を受ける資格がなくなりましたので届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">令 和 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p>都道府県知事(福祉事務所長) } 市 町 村 長(福祉事務所長) } 殿</p>					
※※通 知		令 和 年 月 日 第 号			
※ 備 考 欄					

◎ 裏面の注意をよく読んでから記入して下さい。※、※※の欄は記入する必要がありません。

◎ 字は楷書ではつきり書いて下さい。

## (裏面)

## 注 意

- 1 「受給資格がなくなつた理由」の欄は、次に掲げるところにより該当する文字を○で囲んでください。
  - イ 手当を受けている人が日本国内に住所を有しなくなつた。
  - ロ 児童が手当を受けている母に監護されなくなつた。
  - ハ 児童が手当を受けている父(母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。)に監護されなくなり、又はこれと生計を同じくしなくなつた。
  - ニ 児童が手当を受けている母又は父以外の人に養育(同居、監護、生計維持)されなくなつた。
  - ホ 児童が死亡した。
  - ヘ 児童が日本国内に住所を有しなくなつた。
  - ト 児童が18歳に達した日の属する年度が終了した。
  - チ 18歳に達した日の属する年度が終了した児童であつて児童扶養手当法施行令(以下「令」という。)別表第1に定める程度の障害の状態にあつたものが20歳に達したか、又は同表に定める程度の障害の状態でなくなつた。
  - リ 母の監護を受けている場合又は養育者の養育を受けている場合において、児童が父と生計を同じくするようになった。
  - ヌ 父の監護を受け、かつ、これと生計を同じくしている場合において、児童が母と生計を同じくするようになった。
  - ル 母の婚姻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。)等により、児童が母の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)に養育されるようになった。
  - ヲ 父の婚姻等により、児童が父の配偶者に養育されるようになった。
  - ワ 次の(イ)から(チ)までのいずれにも該当しなくなつた。
    - (イ) 父母が婚姻を解消した児童
    - (ロ) 父又は母が死亡した児童
    - (ハ) 父又は母が令別表第2に定める程度の障害の状態にある児童
    - (ニ) 父又は母の生死が明らかでない児童
    - (ホ) 父又は母が引き続き1年以上遺棄している児童
    - (ヘ) 父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
    - (ト) 母が婚姻によらないで懐胎した児童
    - (チ) (ト)に該当するかどうか明らかでない児童
- 2 手当を受けている人が死亡したときは、この届けではなく、戸籍の届出をしなければならぬ人に、受給者の死亡の届書を出してもらふこととなります。



## 様式第十号（第十二条の四関係）

※※第 号		(表 面)			
※経 由 町 村 名		※市 区 町 村 受付年月日		令和 年 月 日	
※町 村 令和 年 月 日 提 出 第 号		※町 村 令和 年 月 日 再 提 出 第 号			
<u>未支払児童扶養手当請求書</u>					
① 死 亡 者	(ふりがな) 氏 名	-----	証 書 番 号	第 号	
	住 所		死亡した日	令和 年 月 日	
② 請ある 求る児 童で	(ふりがな) 氏 名	-----	支 払 希 望 金 融 機 関	名 称	口座番号
	個人番号			-----	-----
	住 所				
備考					
<p>児童扶養手当法に基づき、上記のとおり請求します。</p> <p style="text-align: center;">令和 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">請求者氏名</p> <p>都道府県知事（福祉事務所長） 市 町 村 長（福祉事務所長） } 殿</p>					
※※資格喪失 令和 年 月 日 通 知 第 号			※※未支払手当 令和 年 月 日 支 給 通 知		

◎ 裏面の注意をよく読んでから記入して下さい。※、※※の欄は記入する必要がありません。

◎ 字は楷書ではつきり書いて下さい。

## (裏面)

## 注 意

- 1 ②の欄の「支払希望金融機関」の欄は、請求者である児童が未支払の手当の支払を受けるのに最も便利な金融機関を選んで、その正しい名称を記入してください。ただし、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）第3条第1項、第4条第1項及び第5条第2項の規定による登録に係る口座として、公金受取口座を利用する場合は、「公金受取口座を利用します。」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、②の欄の「支払希望金融機関」の欄に記載する必要はありません。
- 2 請求者である児童に代わって支払金融機関で未支払の手当を受け取る人があるときは、備考欄にその人の氏名、住所及び請求者である児童との続柄その他の関係を記入してください。

様式第十一号(第十六条関係)

(表 面)

第 号			
<u>児童扶養手当認定通知書</u>			
受給者氏名		受給者住所	
対象児童氏名	(1)	(4)	
	(2)	(5)	
	(3)	(6)	
対象児童数	人	支給 手当月額	円
支給 開始年月	令和 年 月分から	証書番号	第 号
備 考			
<p>令和 年 月 日付けで請求のありました児童扶養手当については、上記のとおり認定しましたので通知します。</p> <p style="text-align: center;">令和 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">都道府県知事(福祉事務所長)} 市町村長(福祉事務所長)} <span style="float: right;">印</span></p> <p style="text-align: center;">殿</p>			

◎ 裏面の注意をよく読んで下さい。

## (裏 面)

## 注 意

- 1 児童扶養手当認定通知書を受けた人で全額支給停止でない方の児童扶養手当は児童扶養手当証書に記載されている金融機関の口座に振り込まれることになっています。
- 2 この認定に不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、書面で、都道府県知事に対して審査請求をすることができます。

なお、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができません。

- 3 この通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市町村(都道府県)を被告として(訴訟において市町村(都道府県)を代表する者は市町村長(都道府県知事)となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、この通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。

---

様式第十一号の二(第十六条関係)

(表 紙)

児 童 扶 養 手 当 証 書  都道府県知事(福祉事務所長) 市 町 村 長(福祉事務所長)	
有 効 期 限	令 和 年10月31日

(2ページ)

証 書 番 号	_____
受 給 者 氏 名	_____
生 年 月 日	_____
住 所	_____
手 当 月 額	_____ 円
支 給 対 象 児 童 数	_____ 人
支 給 開 始 年 月	令 和 年 月
支 払 金 融 機 関	_____
令 和 年 月 日	
都道府県知事(福祉事務所長) 市 町 村 長(福祉事務所長)	印

様式第十一号の三(第十六条関係)

(表 面)

第 号			
<u>児童扶養手当支給停止通知書</u>			
受給資格者氏名		証 書 番 号	第 号
受給資格者住所			
支給停止の期間	令和 年 月分から 令和 年 月分まで		
支給停止の金額	円		
備 考			
<p>あなたは、児童扶養手当法(第9条、第9条の2、第10条、第11条、第13条の2、第13条の3)の規定により、上記のとおり支給停止となりましたので通知します。</p> <p style="text-align: center;">令和 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">都道府県知事(福祉事務所長)} 市 町 村 長(福祉事務所長)} <span style="float: right;">印</span></p> <p style="text-align: right;">殿</p>			

◎ 裏面の注意をよく読んで下さい。

## (裏 面)

## 注 意

- 1 児童扶養手当現況届は毎年8月1日から8月31日までの間に出してください。この期間中に出さないと手当の支払が差し止められることがあります。
- 2 支給停止中の期間内に、あなたが婚姻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含みます。)を解消した場合、あなたの配偶者が死亡した場合、あなたが扶養義務者(父母、祖父母、子、孫、兄弟姉妹などをいいます。以下同様です。)に扶養されなくなつた場合又はあなたが児童扶養手当法第9条の児童(父と母が、死亡したこと、生死不明であること、法令により引き続き一年以上拘禁されていること又は明らかでないことのいずれかに該当する児童をいいます。)を養育するようになった場合などには、支給停止が解除されることがあります。
- 3 児童扶養手当法第13条の2の規定により、手当の一部又は全部を支給停止されている間に、公的年金給付等の受給状況に変更があつた場合には、公的年金給付等受給届にその支給を行う者の証明書を添付して提出する必要があります。
- 4 児童扶養手当法第13条の3の規定により、手当の一部を支給停止されている間に、次の①から④までのいずれかの事由に該当する場合には、手当の一部支給停止が解除されることがありますので、市役所、区役所又は町村役場の人によく聞いた上で、児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書に当該事由を明らかにできる書類を添えて提出して下さい。
  - ① 就業、求職活動等の自立を図るための活動をしている。
  - ② 障害の状態にある。
  - ③ 負傷、疾病又は要介護状態にあることその他これに類する事由により就業することができない。
  - ④ 監護している児童又は親族が障害の状態にあること又は負傷、疾病若しくは要介護状態にあることその他これに類する事由があり、かつ、これらの者を介護する必要があるため就業することができない。
- 5 この支給停止に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、書面で、都道府県知事に対して審査請求をすることができます。

なお、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内であつても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができません。
- 6 この通知を受けた日の翌日から起算して、6か月以内に、市町村(都道府県)を被告として(訴訟において市町村(都道府県)を代表する者は市町村長(都道府県知事)となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、この通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であつても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。

様式第十二号(第十七条関係)

第 号	<u>児童扶養手当認定請求却下通知書</u>	
氏 名		
住 所		
却 下 し た 理 由		
<p>令和 年 月 日付けで児童扶養手当認定の請求がありましたが、上記のとおり却下しましたので通知します。</p> <p>これに不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、書面で、都道府県知事に対し審査請求をすることができます。</p> <p>なお、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内であつても、この処分の日 の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができません。</p> <p>また、この通知書を受けた日の翌日から起算して、6か月以内に、市町村(都道府県)を 被告として(訴訟において市町村(都道府県)を代表する者は市町村長(都道府県知事)とな ります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>なお、この通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であつても、この処分の日 の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができま せん。</p> <p style="text-align: center;">令和 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">都道府県知事(福祉事務所長) } 市 町 村 長(福祉事務所長) }</p> <p style="text-align: center;">殿</p>		
印		



様式第十三号(第十八条関係)

第 号					<u>児童扶養手当額改定通知書</u>					
受給者	氏名				証書番号	第 号				
	住所									
新たに対象となる児童名		(1)			(2)					
改定前	対象児童数				改定後	対象児童数				
	手当月額	円				手当月額	円			
改定年月		令和 年 月から								
備考										
<p>上記のとおり、児童扶養手当の額を改定しましたので通知します。</p> <p style="text-align: center;">令和 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">都道府県知事(福祉事務所長) } 市町村長(福祉事務所長) }</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: right;">印</p>										

## 注 意

- これに不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に書面で、都道府県知事に対し審査請求をすることができます。  
なお、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内であつても、この処分の日  
の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができません。
- この通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市町村(都道府県)を被告として(訴訟において市町村(都道府県)を代表する者は市町村長(都道府県知事)となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。  
なお、この通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であつても、この処分の日  
の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。

様式第十四号(第十八条関係)

第 号 <u>児童扶養手当額改定請求却下通知書</u>			
請求者名 氏		証書番号	第 号
請求者 住 所			
却下 し 理 由			
<p>令和 年 月 日付けで児童扶養手当額の改定請求がありましたが、上記のとおり却下しましたので通知します。</p> <p>これに不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、書面で、都道府県知事に対し審査請求をすることができます。</p> <p>なお、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内であつても、この処分の日 の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができません。</p> <p>また、この通知書を受けた日の翌日から起算して、6か月以内に、市町村(都道府県)を 被告として(訴訟において市町村(都道府県)を代表する者は市町村長(都道府県知事)とな ります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>なお、この通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であつても、この処分の日 の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができま せん。</p>			
<p>令和 年 月 日</p> <p>都道府県知事(福祉事務所長) } 市 町 村 長(福祉事務所長) }</p> <p>殿</p> <p style="text-align: right;">印</p>			

様式第十五号(第二十二条関係)

第 号			
<u>児童扶養手当資格喪失通知書</u>			
氏 名		証 書 番 号	第 号
住 所			
受給資格がなくなった理由			
受給資格がなくなった日	令和 年 月 日		
<p>上記のとおり、受給者は児童扶養手当の受給資格がなくなりましたので通知します。</p> <p>これに不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、書面で、都道府県知事に対し審査請求をすることができます。</p> <p>なお、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内であつても、この処分の日 の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができません。</p> <p>また、この通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市町村(都道府県)を被告として(訴訟において市町村(都道府県)を代表する者は市町村長(都道府県知事)となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>なお、この通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であつても、この処分の日 の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。</p>			
<p>令和 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">都道府県知事(福祉事務所長) } 市 町 村 長(福祉事務所長) }</p> <p style="text-align: right;">殿</p> <p style="text-align: right;">印</p>			

様式第十六号(第二十八条関係)

(表面)

<p>児童扶養手当受給資格調査員証</p>	
<div style="border: 1px solid black; width: 150px; height: 100px; margin: 0 auto;"> <p style="text-align: center;">写  真</p> </div>	<p style="text-align: right; margin-bottom: 10px;">第          号</p> <p>官 職 又は職名</p> <p>氏 名</p> <p>生年月日</p> <p>児童扶養手当法第29条に定める当該職員であることを証する。</p> <p>年   月   日 交付 年   月   日 限り有効</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">都道府県知事 (福祉事務所長)</p> <p style="text-align: center;">市 町 村 長 (福祉事務所長)</p>
	<div style="border: 1px solid black; width: 150px; height: 100px; margin: 0 auto;"> <p style="text-align: center;">印</p> </div>

(裏面)

<p>児童扶養手当法(抄)</p>
<p>(支給の制限)</p> <p>第14条 手当は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その額の全部又は一部を支給しないことができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 受給資格者が、正当な理由がなくて、第29条第1項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に応じなかつたとき。</li> <li>2 受給資格者が、正当な理由がなくて、第29条第2項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の診断を拒んだとき。</li> <li>3 受給資格者が、当該児童の監護又は養育を著しく怠っているとき。</li> </ol> <p>4・5 (略)</p> <p>(調査)</p> <p>第29条 都道府県知事等は、必要があると認めるときは、受給資格者に対して、受給資格の有無及び手当の額の決定のために必要な事項に関する書類(当該児童の父又は母が支払った当該児童の養育に必要な費用に関するものを含む。)その他の物件を提出すべきことを命じ、又は当該職員をしてこれらの事項に関し、受給資格者、当該児童その他の関係人に質問させることができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2 都道府県知事等は、必要があると認めるときは、受給資格者に対して、第3条第1項若しくは第4条第1項第1号ハに規定する政令で定める程度の障害の状態にあることにより、手当の支給が行われる児童若しくは児童の父若しくは母につき、その指定する医師の診断を受けさせるべきことを命じ、又は当該職員をしてその者の障害の状態を診断させることができる。</li> <li>3 前2項の規定によつて質問又は診断を行なう当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。</li> </ol> <p>注意</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 この調査員証は他人に貸与し、又は譲渡してはならない。</li> <li>2 この調査員証は、有効期間が経過し、又は不要となつたときは、速やかに、返還しなければならない。</li> </ol>

1. 厚紙その他の材料を用い、使用に十分耐えうるものとする。
2. 大きさは、縦54ミリメートル、横86ミリメートルとする。